

5 文科高第2310号
令和6年3月29日

各 国 公 立 大 学 法 人 の 長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学又は高等専門学校及び専修学校を設置する各地方公共団体の長
各 学 校 法 人 理 事 長
放 送 大 学 学 園 理 事 長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
各 都 道 府 県 知 事
大学又は高等専門学校及び専修学校を設置する
地方独立行政法人を設立する各地方公共団体の長
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各 地 方 公 共 団 体 の 長
独立行政法人日本学生支援機構理事長
日本私立学校振興・共済事業団理事長

殿

文部科学省高等教育局長
池田 貴城

文部科学省総合教育政策局長
望月 禎

文部科学省初等中等教育局長
矢野 和彦

独立行政法人日本学生支援機構法施行令及び大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令等の公布について（通知）

この度、「独立行政法人日本学生支援機構法施行令及び大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令」（令和6年政令第96号。以下「一部改正政令」という。）及び「独立行政法人日本学生支援機構に関する省令及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和6年文部科学省令第13号。以下「一部改正省令」という。）が令和6年3月29日に公布されました。

これらの政省令により、これまで別紙3、4等によりお知らせしてきた令和6年度からの奨学金制度等の改正等が行われますので、下記内容について十分に御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお願いいたします。

各都道府県知事におかれては、所轄の学校（専修学校を含む。以下同じ。）に、各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校及びその設置者並びに域内の市区町村教育委員会に、各指定都市教育委員会教育長、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長及び厚生労働省におかれては、所管する学校に対して、本件について周知されるようお願いいたします。学校への周知に際しては、学校における働き方改革の観点から、例えば、他の案件とまとめて周知する等、必要に応じて御判断いただきますよう、お願いいたします。

なお、大学等（大学（短期大学を含む。）、高等専門学校及び専門学校をいう。以下同じ。）におかれては、「「機関要件の確認事務に関する指針（2024年度版）」について」（令和6年3月29日付け事務連絡）及び「「高等教育の修学支援新制度 授業料等減免事務処理要領（第5版）」について」（令和6年3月29日付け事務連絡）並びに独立行政法人日本学生支援機構（以下「JASSO」という。）が示す「奨学事務の手引」、「大学院修士段階における「授業料後払い制度」に関する説明会資料」（追加資料を含む）を併せて御参照ください。また、JASSOの奨学金の予約採用を実施いただく各高等学校等におかれては、JASSOが示す「推薦事務のてびき」を併せて御参照いただくようお願いいたします。

記

凡例：法令等の略称について

JASSO 法	独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）
JASSO 令	独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号）
JASSO 省令	独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年文部科学省令第23号）
修学支援法	大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）
修学支援法施行令	大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）
修学支援法施行規則	大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）

第1 改正の概要

（1）「高等教育の修学支援新制度」の支援対象の拡大等

①世帯年収に係る区分の新設

令和6年度から、学資支給金（給付型奨学金）及び授業料等減免を併せて実施する「高等教育の修学支援新制度」（以下「修学支援新制度」という。）におい

て新たに対象となる世帯年収の区分として、学資支給金の支給額算定基準額及び授業料等減免の減免額算定基準額（以下「算定基準額」と総称する。）が 51,300 円以上 154,500 円未満（世帯年収 600 万円程度まで）の区分（以下「第Ⅳ区分」という。）を新設し、当該区分に該当する者への支援額として、住民税非課税世帯への支援額に 4 分の 1 を乗じた額とすることとしたこと。（JASSO 令第 8 条の 2 及び修学支援法施行令第 2 条関係）

②支援対象者の選考基準の改正

第Ⅳ区分に該当する者のうち、以下のいずれかに該当する者を選考対象者とする事としたこと。（JASSO 省令第 23 条の 2 及び第 23 条の 4 並びに修学支援法施行規則第 10 条関係）

（ア）多子世帯（生計維持者の扶養親族が 3 以上である世帯をいう。）における生計維持者の扶養親族である学生等

※一部改正省令において、「扶養親族」とは、市町村民税に係る生計維持者の扶養親族（生計維持者が海外に在住する場合はこれに準ずる者として適切と認められる者）のうち、生計維持者のいずれかの尊属である者及び扶養する生計維持者の年長者である者（生計維持者のいずれかの子である者を除く。）を除いた者をいう。

（イ）特にその授業料に係る経済的負担の軽減の必要性が高いと認められるものとして文部科学大臣が公示する私立の理工農系の学部・学科（機関要件を満たすことの確認を受けた大学等における学部・学科に限る。以下「公示対象学部等」という。）に在学する学生等

ただし、（イ）に該当する者（（ア）に該当する者を除く。以下同じ。）については、人文系の学部等との授業料差額に着目した支援として授業料等減免のみを行い、学資支給金の支給は行わない。このため、当該理工農系の者に係る学資支給金の支給額算定基準額は 154,500 円とみなすこととし、かつ、選考対象者として取り扱うこととしたこと。（JASSO 省令第 23 条の 2 及び第 40 条関係）

③第Ⅳ区分に該当する理工農系の者に係る授業料等減免【別紙 5】

②（イ）に該当する者への支援については、授業料の負担の実態に鑑み、大学（短期大学を除く。）及び高等専門学校に在学する者（通信制の課程に在学する者を除く。）については、第Ⅲ区分（25,600 円以上 51,300 円未満）による支援となるよう、減免額算定基準額を 51,200 円とみなすこととしたこと。（修学支援法施行規則第 19 条関係）

④予約採用における給付奨学生候補者の通知

予約採用における給付奨学生候補者の認定を行う際、当該者が(1)公示対象学部等に入学した場合に限り給付奨学生認定を行うものか、(2)公示対象学部等に入学した場合又は公示対象学部等以外の学部等に入学した場合に給付奨学生認定を

行うものか、JASSO から通知することとしたこと。（JASSO 省令第 23 条の 4 関係）

⑤授業料等減免対象者としての認定の効力の停止及び停止の解除

転学部等により②（イ）に該当する者が公示対象学部等に在学しなくなった場合に、授業料等減免対象者としての認定の効力が停止されることとしたこと。

（修学支援法施行規則第 18 条第 1 項関係）

また、授業料等減免対象者としての認定を受けた後に、上記規定又は適格認定における収入額・資産額等の判定の結果により認定の効力が停止されている者が、転学部等又は適格認定における収入額・資産額等の判定の結果により第Ⅳ区分の理工農系の者に該当することとなった場合には、認定の効力の停止が解除される旨を定めたこと。（修学支援法施行規則第 18 条第 2 項関係）

⑥令和 6 年度における支援額の変更に係る判定の特例

令和 6 年 4 月 1 日時点で適格認定における収入額・資産額等の判定の結果のみにより高等教育の修学支援新制度の対象者としての認定の効力が停止されている者であって、②（ア）に該当する者又は（イ）に該当する者について、JASSO 省令第 23 条の 8 第 1 項及び修学支援法施行規則第 14 条の第 1 項の規定による 10 月の支援額の変更を待たず支援の対象とするため、令和 6 年 4 月にも支援額の変更を行うこととしたこと。（一部改正省令附則関係）

⑦在学中における支給継続願及び減免継続願の届出の廃止

学生等及び大学等の事務負担の軽減のため、授業料等減免及び学資支給金の支給それぞれにおける在学中における支援の継続願の届出を廃止することとしたこと。（JASSO 省令第 23 条の 4 及び第 23 条の 12 並びに修学支援法施行規則第 11 条及び第 18 条関係）

⑧支援対象となる大学等の機関要件の見直し【別紙 6 参照】

1 収容定員充足率の要件に係る見直し

収容定員充足率の要件を満たさない学校については、設置者の経常収支差額に係る要件及び設置者の資産・負債に関する要件を満たすか否かにかかわらず、制度の対象外とすること。専門学校の収容定員充足率の下限値を 8 割から 5 割に変更すること。（修学支援法施行規則第 3 条、様式第 1 号関係）

2 収容定員充足率の要件を満たさない場合の特例

収容定員充足率の要件を満たさないとしても、質の高い教育を行っている大学等があることに鑑み、特例として、大学（短大を含む。）及び高等専門学校については、直前の年度において、収容定員充足率が 5 割以上であって、かつ卒業生の進学・就職率が 9 割を超える場合については、収容定員充足率に関する要件を満たすものとして扱うこととして、確認取消しを猶予すること。

また、専門学校の場合は、特例として、当該学校が地域の経済社会において重要な役割を担う専門的な知識又は技術を有する人材の養成を行うものとして設置認可権者である都道府県知事等が認める場合は、収容定員充足率に関する要件を満たすものとして扱うこととして、確認取消しを猶予すること。（修学支援法施行規則第4条関係）

(2) 修士課程等における「授業料後払い制度」の創設（JASSO 令第1条第1項及び第2項関係）

(3) 第一種学資貸与金の貸与額の追加

令和6年度から、大学院の修士課程（博士前期課程を含む。）及び専門職学位課程において、在学中は授業料を徴収せず、卒業の所得に応じた「後払い」とする仕組みを創設するため、修士課程等に在学する者の第一種学資貸与金の貸与額として授業料月額相当額を規定したこと。

② 授業料月額相当額

授業料月額相当額は、授業料の年額（※）を12で除した額（当該額の返還債務を主たる債務とする保証（業として行うものに限る。）がされた場合にあつては、当該額に当該保証の保証料に相当する額として機構が定める額を加えた額）としたこと。

※ 国公立大学については年535,800円、私立大学については年776,000円を上限とした。

③ 授業料月額相当額に加えて貸与する額（生活費奨学金）

②の授業料月額相当額と併せて、生活費等としての貸与を必要とする学生については、授業料月額相当額に加えて、月2万円又は4万円の貸与を受けられることとしたこと。

(3) 「家族滞在」の在留資格で日本に滞在する者のうち、一定の要件を満たす者の取扱い（JASSO 省令第20条及び修学支援法施行規則第9条第3項関係）

JASSO の奨学金及び修学支援新制度における授業料等減免の対象となる者について、次のいずれかに該当する者を加えることとすること。

- 1 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の四の表の家族滞在の在留資格をもって本邦に在留する者であつて、次のいずれにも該当するもの
 - イ 本邦で出生し、又は12歳に達した日の属する学年の末日までに初めて本邦に上陸した者
 - ロ 本邦において小学校等及び中学校等を卒業した者であつて、かつ、次のいずれかに該当する者
 - ア 本邦において高等学校又は高等学校に相当する学校を卒業した者
 - イ 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）に定める大学入学資格又は専修学校専門課程入学資格のうち、外国における学習を前提とするもの及び大学・専修学校の裁量によるもの以外のものを得た者

- ハ 大学等の卒業後、就労して引き続き本邦に在留する意思があると、授業料等減免にあつては学校の長が、奨学金にあつては JASSO が認める者
- 2 本邦における在留期間その他の事情を総合的に勘案して 1 に掲げる者に準ずると授業料等減免にあつては学校の長が、奨学金にあつては JASSO が認める者

(4) 貸与型奨学金における個人番号の提供を求める事務の追加

令和 6 年度に実施する予約採用より、大学院における貸与型奨学金の採用に係る家計基準について、税情報に基づく基準に見直すことに伴い、当該採用に係る家計基準の判定対象である配偶者の個人番号を JASSO が取り扱うこととなることから、JASSO が個人番号の提供を求める対象として申込者本人の配偶者を追加することとしたこと。

(JASSO 省令第 21 第 2 項第 3 号、第 22 条第 2 項第 3 号、第 23 条第 2 項第 3 号及び第 24 条第 1 項関係)

(5) その他

① 施行期日

一部改正政令及び一部改正省令について令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしたこと。(一部改正政令及び一部改正省令附則関係)

② その他所要の規定の整備

(JASSO 省令第 1 条の 4、第 34 条及び附則第 4 条並びに修学支援法施行規則第 2 条、第 5 条、様式第 1 号及び様式第 2 号の 4-①及び 4-②関係)

第 2 留意事項

(1) 制度改正の周知

地方公共団体、高等学校等及び本制度の対象となる大学等の設置者は、別紙 4 の内容を十分了知の上、当該通知の添付資料等を活用し、本来、対象となる者が制度の不知により支援の対象から漏れるようなことがないよう、十分な周知を行うこと。

その際、高等教育の修学支援については、高等学校段階における生徒の進路選択にも大きく影響することから、地方公共団体及び高等学校等におかれては「高等学校等就学支援金制度、高校生等奨学給付金制度及び高等教育の修学支援新制度の周知について

(通知)」(令和 5 年 6 月 13 日 5 文科初第 540 号初等中等教育局長、総合教育政策局長、高等教育局長連名通知)も御参照の上、支援を必要とする者に対する丁寧な情報提供をお願いしたいこと。

(2) 大学等における授業料等について

- ① 大学等における授業料等について、質の向上を伴わない値上げなど、高等教育費の負担軽減を図るといふ本改正の趣旨に反するような合理的な理由のない値上げを行うことは適切ではないこと。授業料等を値上げせざるを得ない場合であっても、合理的な範囲での値上げであることについて説明を尽くすとともに、学生等の負担について配慮に努めること。

② 大学等の設置者においては、入学初年度納付金や授業料などの納付が困難な学生等に対しては、納付時期の猶予、分納、免除及び減免など弾力的な取扱いを図り、特に、修学支援新制度の利用者に係る入学前の授業料の納付については、入学前にまとまった資金を用意することに苦慮することが多いことから、本制度における授業料減免の上限額を上回る分のみを請求するなど、制度の趣旨や、利用者の経済状況に鑑みて、きめ細かな配慮を行うこと。

(3) 「家族滞在」の学生等のうち一定の要件を満たす者の取扱いについて

第1(3)で示した、「家族滞在」の在留資格で日本に在留する者に係る JASSO の奨学金及び修学支援新制度の利用について学生等から相談があった場合には、本邦における在留期間その他の事情について丁寧に聴取した上で、支援の可否について不明点があれば幅広く JASSO に相談されたいこと。

外国籍の学生等への周知に当たっては、別紙7を活用されたいこと。

(4) 大学等における修学に係る相談体制の整備等の徹底について

各大学等における修学に係る相談体制については、学内の組織体制の整備（相談窓口の設置や教職員への研修、電話やメール等での相談にも確実に対応できる体制の確保等）、専門家との連携等を行うこと等を徹底いただき、引き続き、困難や不安を抱える学生等の目線に立った対応をお願いしたいこと。

【参考】

○文部科学省ホームページ

- ・令和6年度以降の奨学金制度改正について
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shougakukin/main.htm
- ・高等教育の修学支援新制度について
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

○日本学生支援機構

- ・奨学金トップページ
<https://www.jasso.go.jp/shougakukin/index.html>

【添付資料】

- 別紙1 独立行政法人日本学生支援機構法施行令及び大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第96号）
- 別紙2 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和6年文部科学省令第13号）
- 別紙3 「令和6年度からの奨学金制度の改正に伴う対応について（依頼）」（令和5年5月24日付け5文科高第314号高等教育局長通知）
- 別紙4 「経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知等について（通知）」（令和6年1月10日付5文科高第1537号高等教育局長通知）
- 別紙5 令和6年度からの奨学金制度の改正（授業料減免等の中間層への拡大）に係る授業料等減免上限額・給付型奨学金の支給額（第Ⅳ区分）
- 別紙6 高等教育の修学支援新制度 機関要件の概要（R6確認～）
- 別紙7 日本学生支援機構の奨学金等に係る外国籍の学生等向け周知用資料

【本件連絡先】

文部科学省高等教育局学生支援課

メール：gakushi@mext.go.jp

電話：03-5253-4111（内線3050）

政令第九十六号

独立行政法人日本学生支援機構法施行令及び大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部を
改正する政令

内閣は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十四条第四項及び第十七条の
二第二項並びに大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第八条第二項の規定に基づ
き、この政令を制定する。

（独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部改正）

第一条 独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表大学院の項中「又は八八、〇〇〇円」を「八八、〇〇〇円、授業料月額相当額、授
業料月額相当額に二〇、〇〇〇円を加えた額又は授業料月額相当額に四〇、〇〇〇円を加えた額」に改
め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、
同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の授業料月額相当額は、第一種学資貸与金の貸与を受ける学生が支払うべき授業料の年額（当該

学生が在学する次の各号に掲げる大学院の課程の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、当該額）を十二で除した額（その額に一円未満の端数が生じた場合には、これを一元に切り上げた額）（当該学生の第一種学貸与金（授業料月額相当額に係る部分に限る。）の返還債務を主たる債務とする保証（業として行うものに限る。）がされた場合にあつては、当該額に当該保証の保証料に相当する額として機構が定める額を加えた額）とする。

一 地方公共団体、国立大学法人又は公立大学法人が設置する大学の大学院の課程 五三五、八〇〇円

二 私立の大学の大学院の課程 七七六、〇〇〇円

第一条の二第二項第二号中「又は第三号」を「から第四号まで」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同項第二号中「又は第三号」を「から第四号まで」に改める。

第八条の二第一項中「又は第三号」を「から第四号まで」に改め、同項に次の一号を加える。

四 五一、三〇〇円以上一五四、五〇〇円未満 第一号に定める額に四分の一を乗じた額

第八条の二第二項中「又は第三号」を「から第四号まで」に改め、同項に次の一号を加える。

四 五一、三〇〇円以上一五四、五〇〇円未満 第一号に定める額に四分の一を乗じた額

第八条の二第三項に次の一号を加える。

四 五一、三〇〇円以上一五四、五〇〇円未満 一二、八〇〇円

(大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部改正)

第二条 大学等における修学の支援に関する法律施行令(令和元年政令第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「又は第三号」を「から第四号まで」に改め、同項に次の一号を加える。

四 五一、三〇〇円以上一五四、五〇〇円未満 当該授業料等減免対象者が在学する確認大学等の第一

号に定める授業料の年額に四分の一を乗じた額及び同号に定める入学金の額に四分の一を乗じた額

附 則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

独立行政法人日本学生支援機構法施行令及び大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照表目次

○ 独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 1
○ 大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

改 正 前

（第一種学資貸与金の額）
 第一条 独立行政法人日本学生支援機構法（以下「法」という。）第十四条第一項の第一種学資貸与金（以下単に「第一種学資貸与金」という。）の月額、次の表の上欄に掲げる学校に在学する者について、同欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。

（第一種学資貸与金の額）
 第一条 独立行政法人日本学生支援機構法（以下「法」という。）第十四条第一項の第一種学資貸与金（以下単に「第一種学資貸与金」という。）の月額、次の表の上欄に掲げる学校に在学する者について、同欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。

区分	大学院	月額
	修士課程及び専門職大学院の課程	
(略)	博士課程	(略)
	(略)	

区分	大学院	月額
	修士課程及び専門職大学院の課程	
(略)	博士課程	(略)
	(略)	

2 前項の授業料月額相当額は、第一種学資貸与金の貸与を受ける学生が支払うべき授業料の年額（当該学生が在学する次の各号に掲げる大学院の課程の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、当該額）を十二で除した額（その額に一円未満の端数が生じた場合には、これを円に切り上げた額）（当該学生の第一種学資貸与金（授業料月額相当額に係る部分に限る。）の返還債務を主たる債務とする保証（業として

（新設）

行うものに限る。)がされた場合にあつては、当該額に当該保証の保証料に相当する額として機構が定める額を加えた額)とする。

一 地方公共団体、国立大学法人又は公立大学法人が設置する大学の大学院の課程 五三五、八〇〇円

二 私立の大学の大学院の課程 七七六、〇〇〇円

3| 大学、高等専門学校(第四学年及び第五学年に限る。)又は専修学校に在学する者のうち、その者の生計維持者の所得が文部科学大臣の認可を受けて独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の定める額以上であるものに対する第一種学資貸与金の月額については、第一項の表大学の項下欄、高等専門学校の項下欄又は専修学校の項下欄の規定にかかわらず、同表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額(そのうち最も高い額を除く。)のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。

4| (略)

(学資支給金の支給等を受けた場合における第一種学資貸与金の額)

第一条の二 大学、高等専門学校(第四学年及び第五学年に限る。)又は専修学校に在学する者(特定通信教育受講者であるものを除く。)のうち、法第十七条の二第一項の学資支給金(以下単に「学資支給金」という。)の支給又は大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号。以下「支援法」という。)第八条第一項の規定による授業料の減免(次項において「授業料減免」という。)を受けるものに対する第一種学資貸与金の月額については、前条第一項の表大学の項下欄、高等専門学校の項下欄又は専修学校の項下欄の規定にかかわらず、同表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額のうち最も高い額から次に掲げる額の合計額を控除した額(その額が零を下回る場合には、零とする。)又は当該控除した額の一万円未満の端数を切り捨てた額未満の同表の下欄に定める額のうち、貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。

2| 大学、高等専門学校(第四学年及び第五学年に限る。)又は専修学校に在学する者のうち、その者の生計維持者の所得が文部科学大臣の認可を受けて独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の定める額以上であるものに対する第一種学資貸与金の月額については、前項の表大学の項下欄、高等専門学校の項下欄又は専修学校の項下欄の規定にかかわらず、同表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額(そのうち最も高い額を除く。)のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。

3| (略)

(学資支給金の支給等を受けた場合における第一種学資貸与金の額)

第一条の二 大学、高等専門学校(第四学年及び第五学年に限る。)又は専修学校に在学する者(特定通信教育受講者であるものを除く。)のうち、法第十七条の二第一項の学資支給金(以下単に「学資支給金」という。)の支給又は大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号。以下「支援法」という。)第八条第一項の規定による授業料の減免(次項において「授業料減免」という。)を受けるものに対する第一種学資貸与金の月額については、前条第一項の表大学の項下欄、高等専門学校の項下欄又は専修学校の項下欄の規定にかかわらず、同表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額のうち最も高い額から次に掲げる額の合計額を控除した額(その額が零を下回る場合には、零とする。)又は当該控除した額の一万円未満の端数を切り捨てた額未満の同表の下欄に定める額のうち、貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。

一 (略)

二 当該学生又は生徒につき大学等における修学の支援に関する法律施行令(令和元年政令第四十九号。次項第二号において「支援法施行令」という。)第二条第一項第一号の表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める授業料の年額(当該学生又は生徒が通信による教育を受ける者である場合には、一三〇、〇〇〇円。以下この号において「授業料調整年額」という。)(当該学生又は生徒に係る同条第二項に規定する減免額算定基準額が同条第一項第二号から第四号までに掲げる額に該当する場合には、当該額の区分に応じ、それぞれ当該授業料調整年額に当該各号に定める割合を乗じた額)を十二で除した額(その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額)

2

機構は、前条第四項の規定に基づき特定通信教育受講者のうち学資支給金の支給又は授業料減免を受けるものに対する第一種学資貸与金の額を定めるときは、その年当たりの合計額が学資支給金の支給及び授業料減免を受けない特定通信教育受講者に対する第一種学資貸与金の年当たりの合計額から次に掲げる額の合計額を控除した額(その額が零を下回る場合には、零とする。)となるよう定めなければならない。

一 (略)

二 一三〇、〇〇〇円(特定通信教育受講者に係る支援法施行令第二条第二項に規定する減免額算定基準額が同条第一項第二号から第四号までに掲げる額に該当する場合には、当該額の区分に応じ、それぞれ一三〇、〇〇〇円に当該各号に定める割合を乗じた額(その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額))

(学資支給金の額)

第八条の二 学資支給金の月額は、学資支給金を受ける者(以下「支給対象者」という。)に係る支給額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額(第二号から第四号までに定める額に

一 (略)

二 当該学生又は生徒につき大学等における修学の支援に関する法律施行令(令和元年政令第四十九号。次項第二号において「支援法施行令」という。)第二条第一項第一号の表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める授業料の年額(当該学生又は生徒が通信による教育を受ける者である場合には、一三〇、〇〇〇円。以下この号において「授業料調整年額」という。)(当該学生又は生徒に係る同条第二項に規定する減免額算定基準額が同条第一項第二号又は第三号に掲げる額に該当する場合には、当該額の区分に応じ、それぞれ当該授業料調整年額に当該各号に定める割合を乗じた額)を十二で除した額(その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額)

2

機構は、前条第三項の規定に基づき特定通信教育受講者のうち学資支給金の支給又は授業料減免を受けるものに対する第一種学資貸与金の額を定めるときは、その年当たりの合計額が学資支給金の支給及び授業料減免を受けない特定通信教育受講者に対する第一種学資貸与金の年当たりの合計額から次に掲げる額の合計額を控除した額(その額が零を下回る場合には、零とする。)となるよう定めなければならない。

一 (略)

二 一三〇、〇〇〇円(特定通信教育受講者に係る支援法施行令第二条第二項に規定する減免額算定基準額が同条第一項第二号又は第三号に掲げる額に該当する場合には、当該額の区分に応じ、それぞれ一三〇、〇〇〇円に当該各号に定める割合を乗じた額(その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額))

(学資支給金の額)

第八条の二 学資支給金の月額は、学資支給金を受ける者(以下「支給対象者」という。)に係る支給額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額(第二号又は第三号に定める額に百円

百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額」とする。

一〇三 (略)

四 五一、三〇〇円以上一五四、五〇〇円未満 第一号に定める額に四分の一を乗じた額

2 支給対象者のうち、その者の生計維持者が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けている者又は満十八歳となる日の前日において児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されていた者若しくは同号の規定により入所措置が採られて同法第四十一条に規定する児童養護施設に入所していた者その他これらに類するものとして文部科学省令で定める者であつて、居住に要する費用につき学資支給金による支援の必要性がないと認められるものに対する学資支給金の月額については、前項の規定にかかわらず、支給対象者に係る次の各号に掲げる支給額算定基準額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（第二号から第四号までに定める額に百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額）とする。

一〇三 (略)

四 五一、三〇〇円以上一五四、五〇〇円未満 第一号に定める額に四分の一を乗じた額

3 大学又は専修学校において通信による教育を受ける支給対象者に対する学資支給金の額については、前二項の規定にかかわらず、支給対象者に係る支給額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、一年につき、それぞれ当該各号に定める額とする。

一〇三 (略)

四 五一、三〇〇円以上一五四、五〇〇円未満 一二、八〇〇円

4・5 (略)

未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額」とする。

一〇三 (略)

(新設)

2 支給対象者のうち、その者の生計維持者が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けている者又は満十八歳となる日の前日において児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されていた者若しくは同号の規定により入所措置が採られて同法第四十一条に規定する児童養護施設に入所していた者その他これらに類するものとして文部科学省令で定める者であつて、居住に要する費用につき学資支給金による支援の必要性がないと認められるものに対する学資支給金の月額については、前項の規定にかかわらず、支給対象者に係る支給額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（第二号又は第三号に定める額に百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額）とする。

一〇三 (略)

(新設)

3 大学又は専修学校において通信による教育を受ける支給対象者に対する学資支給金の額については、前二項の規定にかかわらず、支給対象者に係る支給額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、一年につき、それぞれ当該各号に定める額とする。

一〇三 (略)

4・5 (略)

(新設)

改 正 後	改 正 前
<p>（授業料等減免の額）</p> <p>第二条 確認大学等の設置者が行う授業料減免（法第八条第一項の規定による授業料の減免をいう。次条第一項において同じ。）の年額及び入金減免（法第八条第一項の規定による入学金の減免をいう。次条第二項において同じ。）の額は、授業料等減免対象者に係る減免額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（第二号から第四号までに定める額に百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額）とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 五一、三〇〇円以上一五四、五〇〇円未満 当該授業料等減免対象者が在学する確認大学等の第一号に定める授業料の年額に四分の一を乗じた額及び同号に定める入学金の額に四分の一を乗じた額</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（授業料等減免の額）</p> <p>第二条 確認大学等の設置者が行う授業料減免（法第八条第一項の規定による授業料の減免をいう。次条第一項において同じ。）の年額及び入金減免（法第八条第一項の規定による入学金の減免をいう。次条第二項において同じ。）の額は、授業料等減免対象者に係る減免額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（第二号又は第三号に定める額に百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額）とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>2・3 （略）</p>

○文部科学省令第十三号

独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十四条第二項、第三項及び第五項並びに第十七条の二第一項並びに大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第七条第二項第二号及び第八条第一項並びに独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）第八条の二第四項ただし書及び第八条の四並びに大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号）第二条第二項ただし書及び第六条の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

文部科学大臣 盛山 正仁

独立行政法人日本学生支援機構に関する省令及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部改正）

第一条 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げ

る規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(業務方法書に記載すべき事項)

2 第二十条第三項、第二十一条第一項第二号、第四号及び第六号並びに第二項、第二十二條第一項第五号及び第七号並びに第二項、第二十三條第一項第四号及び第六号並びに第二項、第二十三條の三、第二十三條の四第一項及び第六項、第二十三條の五、第二十三條の七第三項、第二十三條の八第三項、第二十三條の九、第二十四條、第二十五條、第二十六條の二、第二十九條第二項、第三十一條第二項、第三十二條の二第一項及び第三項、第三十二條の四第二項並びに第三十六條第十一号の規定に基づき機構が定める事項は、前項第一号に掲げる事項に該当するものとする。

(認定のための選考)

2 前項の認定は、学資の貸与又は支給を受けようとする者が日本国籍を有する者又は次の各号のいずれかに該当する者でなければ、行つてはならない。

一 「略」
二 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の四の表の家族滞在の在留資格をもつて本邦に在留する者であつて、次のいずれにも該当するもの

イ 本邦で出生し、又は十二歳に達した日の属する学年の末日までに初めて本邦に上陸した者
ロ 本邦において、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部を卒業又は修了した者であつて、次のいずれかに該当するもの

(1) 本邦において、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校の第

改正前

(業務方法書に記載すべき事項)

2 第二十条第三項、第二十一条第一項第二号、第四号及び第六号並びに第二項、第二十二條第一項第五号及び第七号並びに第二項、第二十三條第一項第四号及び第六号並びに第二項、第二十三條の三、第二十三條の四第一項第六項並びに第九項、第二十三條の五、第二十三條の七第三項、第二十三條の八第三項、第二十三條の九、第二十四條、第二十五條、第二十六條の二、第二十九條第二項、第三十一條第二項、第三十二條の二第一項並びに第三十二條の四第二項並びに第三十六條の規定に基づき機構が定める事項は、前項第一号に掲げる事項に該当するものとする。

(認定のための選考)

2 前項の認定は、学資の貸与又は支給を受けようとする者が日本国籍を有する者又は次の各号のいずれかに該当する者でなければ、行つてはならない。

一 「同上」
二 「号を加える。」

三 学年の課程又は専修学校の高等課程（修業年限が三年以上のものに限る。）を卒業又は修了した者

(2) 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十條第五号から第六号まで又は第百八十三條第二号に該当する者

ハ 大学、大学院若しくは高等専門学校又は専門課程を置く専修学校を卒業又は修了した後、就労して引き続き本邦に在留する意思があると機構が認める者

三 本邦における在留期間その他の事情を総合的に勘案して前号に掲げる者に準ずると機構が認める者

四 出入国管理及び難民認定法別表第二の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもつて本邦に在留する者

五 「略」

3 「略」

2 第二十一条 「略」

2 前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一・二 「略」

三 大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者（配偶者があるときは、その者及びその配偶者。以下この号において同じ。）の収入に関する資料に基づき、その者の収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、著しく修学に困難があると認められること。

2 第二十二條 「略」

2 前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一・二 「略」

「号を加える。」

二 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第二の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもつて本邦に在留する者

三 「同上」

3 「同上」

2 第二十一条 「同上」

2 前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一・二 「同上」

三 大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者（配偶者があるときは、その者及びその配偶者をいう。以下この号、次条第二項第三号及び第二十三條第二項第三号において同じ。）の収入に関する資料に基づき、その者の収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、著しく修学に困難があると認められること。

2 第二十二條 「同上」

2 前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一・二 「同上」

三 大学院において第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者（配偶者があるときは、その者及びその配偶者。以下この号において同じ。）の収入に關し機構の定める資料に基づき、その者の収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、修学に困難があると認められること。

第二十三条 「略」

2 前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一・二 「略」

三 大学院において第一種学資貸与金に併せて第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者の収入に關する資料に基づき、その者（配偶者があるときは、その者及びその配偶者）の収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、第一種学資貸与金の貸与を受けることによつても、なおその修学を維持することが困難であると認められること。

第二十三条の二 学資支給金の支給を受けようとする者に係る選考（以下単に「選考」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「選考対象者」という。）について行うものとする。

一・二 「略」

三 確認大学等に在学する学生又は生徒（以下「学生等」という。）のうち次のいずれにも該当しない者であつて、当該確認大学等の学長又は校長の推薦を受けたもの

イ・ロ 「略」

ハ 学校教育法施行規則第五十条第一号、第二号又は第四号に該当する者となつた日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年を経過した者

三 大学院において第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者の収入に關し機構の定める資料に基づき、その者の収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、修学に困難があると認められること。

第二十三条 「同上」

2 前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一・二 「同上」

三 大学院において第一種学資貸与金に併せて第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者の収入に關する資料に基づき、その者の収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、第一種学資貸与金の貸与を受けることによつても、なおその修学を維持することが困難であると認められること。

第二十三条の二 学資支給金の支給を受けようとする者に係る選考（以下単に「選考」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「選考対象者」という。）について行うものとする。

一・二 「同上」

三 確認大学等に在学する学生又は生徒（以下「学生等」という。）のうち次のいずれにも該当しない者であつて、当該確認大学等の学長又は校長の推薦を受けたもの

イ・ロ 「同上」

ハ 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第一号）第五十条第一号、第二号又は第四号に該当する者となつた日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が

2

ニくチ 「略」
選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一く三 「略」

四 選考対象者及びその生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）の収入及び資産の状況について、次に掲げるものがそれぞれ次に定める額に該当するかどうかを判定する方法により、極めて修学に困難があると認められること。

イ 支給額算定基準額（令第八条の二第四項に規定する支給額算定基準額をいう。以下同じ。） 次(1)から(3)までに掲げる選考対象者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める額

(1) 多子世帯における生計維持者の扶養親族（令第八条の二第四項に規定する学資支給金支給年度分の地方税法（昭和二十五法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）に係る生計維持者の扶養親族（当該生計維持者が、同項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない場合にあつては、これに準ずる者として適切と認められる者）をいい、生計維持者のいづれかの尊属である者及び扶養する生計維持者の年長者である者（生計維持者のいづれかの子である者を除く。）を除く。以下同じ。）である者 十五万四千五百円未満

(2) 公示対象学部等（大学等における修学の支援に関する法律施行規則第十条第二項第三号イ(1)に規定する公示対象学部等をいう。以下同じ。）に在学する者（(1)に掲げる者を除く。） 十五万四千六百円未満

(3) (1)及び(2)に掲げる者以外の者 五万三千三百円未満
「略」

2

二年を経過した者
ニくチ 「同上」
選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一く三 「同上」

四 選考対象者及びその生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）の収入及び資産の状況について、次に掲げるものがそれぞれ次に定める額に該当するかどうかを判定する方法により、極めて修学に困難があると認められること。

イ 支給額算定基準額（令第八条の二第四項に規定する支給額算定基準額をいう。以下同じ。） 五万一千三百円未満

「(1)を加える。」

「(2)を加える。」

「(3)を加える。」

ロ 「同上」

3・4 「略」
5 第二項第四号イ(1)の「多子世帯」とは、生計維持者の扶養親族の数が三以上である世帯をいう。

(認定の申請等)

第二十三条の四 学資支給金の支給を受けようとする者は、機構の定めるところにより、機構に申請するものとする。

2 機構は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請をした者に係る選考を行うものとする。

3 機構は、選考の結果、第二十三条の二第一項第一号及び第二号の選考対象者が次の各号のいずれかに該当した場合に給付奨学生認定を行うべき者(以下この条においては「給付奨学生候補者」という。)であると認めるときは、当該選考対象者に対し、その旨、次の各号のいずれに該当するか及び支給額算定基準額の区分(令第八条の二第一項から第三項までの各号に掲げる区分をいう。以下同じ。)を通知するものとする。

一 当該選考対象者が、確認大学等の公示対象学部等に入学した場合

二 当該選考対象者が、確認大学等の公示対象学部等以外の学部等に入学した場合

4 6 「略」
7 機構は、前項の規定による届出があつた場合であつて

給付奨学生候補者が第三項の規定により通知された場合のいずれかに該当するに至つたと認めるときは、当該給付奨学生候補者に対し、給付奨学生認定を行うとともに、その在学する確認大学等を経由して、その旨並びに支給額算定基準額の区分及び学資支給金の額を通知するものとする。

8 「略」
「項を削る。」

3・4 「同上」
「項を加える。」

(認定の申請等)

第二十三条の四 学資支給金の支給を受けようとする学生等は、機構の定めるところにより、機構に申請するものとする。

2 機構は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請をした学生等に係る選考を行うものとする。

3 機構は、選考の結果、第二十三条の二第一項第一号及び第二号の選考対象者が確認大学等に入学した場合に給付奨学生認定を行うべき者(以下この条において「給付奨学生候補者」という。)であると認めるときは、当該選考対象者に対し、その旨及び支給額算定基準額の区分(令第八条の二第一項から第三項までの各号に掲げる区分をいう。以下同じ。)を通知するものとする。

「号を加える。」

「号を加える。」

4 6 「同上」
7 機構は、前項の規定による届出があつた場合であつて

給付奨学生候補者が確認大学等に入学したと認めるときは、当該給付奨学生候補者に対し、給付奨学生認定を行うとともに、その在学する確認大学等を経由して、その旨並びに支給額算定基準額の区分及び学資支給金の額を通知するものとする。

8 「同上」
9 給付奨学生は、在学中に継続して学資支給金の支給を受けようとするときは、機構の定めるところにより、その旨を機構に届け出るものとする。

(認定の効力の停止等)

第二十三条の十二 給付奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、給付奨学生認定の効力が停止されるものとする。

一 六 「略」

七 機構が定める日までに第二十三条の九の規定による届出を機構に対し行わないとき。

八・九 「略」

2 前項の規定により給付奨学生認定の効力が停止された給付奨学生であつて次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、当該給付奨学生認定の効力の停止が解除されるものとする。

一 六 「略」

七 前項第七号に該当する者 第二十三条の九の規定による届出を機構に対し行つたとき。

八・九 「略」

3 5 「略」

(個人番号の提供)

第二十四条 機構は、第二十条の規定による選考に当たり、法第十四条第一項の学資貸与金(以下単に「学資貸与金」という。)の貸与又は学資支給金の支給を受けようとする者に対し、機構の定めるところにより、その者(大学院においては、配偶者があるときは、その者及びその配偶者)及びその生計維持者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この条において同じ。)の提供を求めるものとする。

4 2・3 「略」

金の返還又は第三十二条の二第二項の規定による学資貸与

(認定の効力の停止等)

第二十三条の十二 給付奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、給付奨学生認定の効力が停止されるものとする。

一 六 「同上」

七 機構が定める日までに第二十三条の四第九項又は第二十三条の九の規定による届出を機構に対し行わないとき。

八・九 「同上」

2 前項の規定により給付奨学生認定の効力が停止された給付奨学生であつて次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、当該給付奨学生認定の効力の停止が解除されるものとする。

一 六 「同上」

七 前項第七号に該当する者 第二十三条の四第九項又は第二十三条の九の規定による届出を機構に対し行つたとき。

八・九 「同上」

3 5 「同上」

(個人番号の提供)

第二十四条 機構は、第二十条の規定による選考に当たり、法第十四条第一項の学資貸与金(以下単に「学資貸与金」という。)の貸与又は学資支給金の支給を受けようとする者に対し、機構の定めるところにより、その者及びその生計維持者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この条において同じ。)の提供を求めるものとする。

4 2・3 「同上」

金の返還又は第三十二条の二第二項の規定による学資貸与

給返還金の返還を行おうとする者に対し、機構の定めるところにより、その者（その者を地方税法第二百九十二条第一項第七号に規定する同一生計配偶者又は同項第九号に規定する扶養親族とする者（以下「扶養者」という。）があるときは、その者及びその扶養者）の個人番号の提供を求めるものとする。

5
5
7 「略」

（令第一条第四項の文部科学省令で定める者）
第三十四条 令第一条第四項の文部科学省令で定める者は、放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）第三条に規定する放送大学学園が設置する放送大学に在学する者とする。

（国内に住所を有しない者等に係る支給額算定基準額の算定）
第四十条 令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 三 「略」

四 選考対象者又は給付奨学生（第二十三条の二第五項に規定する多子世帯における生計維持者の扶養親族を除く。）が、公示対象学部等に在学する者として学資支給金の支給を受ける場合であつて、令第八条の二第四項本文に規定する方法によつて算定した額が五万三千三百円以上であるとき。

2 令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 前項第一号から第三号までに掲げる場合 次のイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額（その額が零

給返還金の返還を行おうとする者に対し、機構の定めるところにより、その者（その者を地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第七号に規定する同一生計配偶者又は同項第九号に規定する扶養親族とする者（以下「扶養者」という。）があるときは、その者及びその扶養者）の個人番号の提供を求めるものとする。

5
5
7 「同上」

（令第一条第三項の文部科学省令で定める者）
第三十四条 令第一条第三項の文部科学省令で定める者は、放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）第三条に規定する放送大学学園が設置する放送大学に在学する者とする。

（国内に住所を有しない者等に係る支給額算定基準額の算定）
第四十条 令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 三 「同上」
「号を加える。」

2 令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合にあっては零とし、その額に百円未満の端数がある場合にあってはこれを切り捨てた額）（同項本文に規定する市町村民税の所得割を課することができない者に準ずるものと認められる場合にあっては、零）とする。

一 令第八条の二第四項第一号に規定する合計額に百分の六を乗じた額に準ずるものとして適切と認められる

を下回る場合にあつては零とし、その額に百円未満の

端数がある場合にあつてはこれを切り捨てた額）（同

項本文に規定する市町村民税の所得割を課することが

できない者に準ずるものと認められる場合にあつては

（零）

イ 令第八条の二第四項第一号に規定する合計額に百

分の六を乗じた額に準ずるものとして適切と認めら

れるもの

ロ 令第八条の二第四項第二号に規定する控除する額

に準ずるものとして適切と認められるもの

二 前項第四号に掲げる場合 次のイ又はロに掲げる場

合に同じ、それぞれ当該イ又はロに定める額

イ 令第八条の二第四項本文に規定する方法によつて

算定した額が五万三千三百円以上十五万四千五百円未

満である場合 十五万四千五百円

ロ 令第八条の二第四項本文に規定する方法によつて

算定した額が十五万四千五百円以上である場合 十

五万四千六百円

附 則

2 第四条（業務の特例に関する経過措置）

「略」

機構が法附則第十四条第一項に規定する業務を行う場

合における第一条の四、第十七条及び第二十五条の規定

の適用については、第一条の四第一項第一号中「第十三

条第一項第一号に規定する学資の貸与及び支給」とある

のは「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与及び

支給並びに法附則第十四条第一項に規定する学資の貸与

に係る業務」と、第十七条第一号中「法第十四条第一項

の第一種学資貸与金（以下単に「第一種学資貸与金」と

いう。）とあるのは「法第十四条第一項の第一種学資

貸与金（以下単に「第一種学資貸与金」という。）及び

法附則第十四条第一項の第一種学資金」と、第二十五条

中「学資貸与金」とあるのは「学資貸与金（法附則第十

もの

二 令第八条の二第四項第二号に規定する控除する額に

準ずるものとして適切と認められるもの

附 則

2 第四条（業務の特例に関する経過措置）

「同上」

機構が法附則第十四条第一項に規定する業務を行う場

合における第一条の四、第十七条及び第二十五条の規定

の適用については、第一条の四第一項第一号中「第十三

条第一項第一号に規定する学資の貸与及び支給」とある

のは「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与及び

支給並びに法附則第十四条第一項に規定する学資の貸与

に係る業務」と、第十七条第一号中「法第十四条第一項

の第一種学資貸与金（以下単に「第一種学資貸与金」と

いう。）とあるのは「法第十四条第一項の第一種学資

貸与金（以下単に「第一種学資貸与金」という。）及び

法附則第十四条第一項の第一種学資金」と、第二十五条

第一項中「学資貸与金（以下単に「学資貸与金」という

備考 表中の「」の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く	<p>。四 条 第 一 項 に 規 定 す る 第 一 種 学 資 金 を 含 む 。 」 と す る</p>
全体に付した傍線は注記である。	<p>。) 」 と ある の は 「 学 資 貸 与 金 (法 附 則 第 十 四 条 第 一 項 に 規 定 す る 第 一 種 学 資 金 を 含 む 。 以 下 単 に 「 学 資 貸 与 金 」 と い う 。) 」 と す る 。</p>

（大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第二条 法第七条第二項第一号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいずれにも適合するものであることとする。

- 一 大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）
 第一百三條に規定する大学を除き、短期大学の認定専攻科を含む。）
 高等専門学校（第四学年、第五学年及び認定専攻科に限る。）
 及び専門学校（専門課程を置く専修学校をいい、専門課程に限る。以下同じ。）
 以下「大学等」という。）
 の学部等（学部、学科又はこれらに準ずるもの（法第三条に規定する大学等における修学の支援の対象者が在学できないことが明らかにされているものを除く。）をいう。
 第三号ハ、第十條第二項第二号イ及び別表第二を除き、以下同じ。）
 ごとに、実務の経験を有する教員が担当する授業科目その他の実践的な教育が行われる授業科目（実践的な教育が行われる旨が第三号イに規定する授業計画書に記載されているものに限る。）
 の単位数又は授業時数が別表第一に定める基準数以上であること。
- 二 四 「略」
- 三 四 「略」

第三条 法第七条第二項第二号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

- 一 「略」
- 二 次のイ又はロのいずれかに該当し、かつ、ハに該当すること。
- イ 大学等の設置者の直前三年のいずれかの事業年度の収支計算書又はこれに準ずる書類において、学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）
 第二十条第二項に規定する当該会計年度の經常収支差額（学校法人等以外の大学等の設置者にあつては、これに準ずるもの）が零以上であること。

改正前

第二条 法第七条第二項第一号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいずれにも適合するものであることとする。

- 一 大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）
 第一百三條に規定する大学を除き、短期大学の認定専攻科を含む。）
 高等専門学校（第四学年、第五学年及び認定専攻科に限る。）
 及び専門学校（専門課程を置く専修学校をいい、専門課程に限る。以下同じ。）
 以下「大学等」という。）
 の学部等（学部、学科又はこれらに準ずるもの（法第三条に規定する大学等における修学の支援の対象者が在学できないことが明らかにされているものを除く。）をいう。
 第四條第一項において同じ。）
 ごとに、実務の経験を有する教員が担当する授業科目その他の実践的な教育が行われる授業科目（実践的な教育が行われる旨が第三号イに規定する授業計画書に記載されているものに限る。）
 の単位数又は授業時数が別表第一に定める基準数以上であること。
- 二 四 「同上」
- 三 四 「同上」

第三条 法第七条第二項第二号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

- 一 「同上」
- 二 次のいずれにも該当するものでないこと。
- イ 大学等の設置者の直前三年のいずれかの事業年度の収支計算書又はこれに準ずる書類において、学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）
 第二十条第二項に規定する当該会計年度の經常収支差額（学校法人等以外の大学等の設置者にあつては、これに準ずるもの）が零を下回ること。

ロ 大学等の設置者の直前の事業年度の貸借対照表又はこれに準ずる書類において、(1)に掲げる資産の合計額から(2)に掲げる負債の合計額を控除した額(学校法人等以外の大学等の設置者にあつては、これに準ずるもの)が零以上であること。

ハ 直近三年度のいずれかにおいて、大学等(短期大学の認定専攻科及び高等専門学校)の認定専攻科を除く。以下この号において同じ。)の収容定員(昼間又は夜間において授業を行う学部、学科又はこれらに準ずるものが通信教育を併せ行う場合の当該通信教育(以下この号において「併設通信教育」という。))に係る収容定員を除く。以下この号及び附則第三条第三項において同じ。)の充足率(五月一日現在における収容定員の数に対する当該大学等に在学する学生等(併設通信教育に係る学生等を除く。))の数の比率をいう。同項において同じ。)(1)又は(2)に掲げる大学等の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合以上であること。

(1) 大学及び高等専門学校 八割
(2) 専門学校 五割

4 2 3 (大学等の確認要件の特例)

第四条 「略」

4 2 3 「略」
確認大学等のうち、前条第二号ハに該当しない大学又は高等専門学校が、同号イ又はロのいずれかに該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するとき、当該大学又は高等専門学校は前条第二号の基準に適合したものとみなす。

一 直前の年度に当該大学(別科及び専攻科並びに大学院を除く。)又は高等専門学校(専攻科を除く。)を卒業した者のうちに大学(別科を除く。)、高等専門学校又は専門学校に進学した者及び就職した者が占める割合が九割を超える場合

ロ 大学等の設置者の直前の事業年度の貸借対照表又はこれに準ずる書類において、(1)に掲げる資産の合計額から(2)に掲げる負債の合計額を控除した額(学校法人等以外の大学等の設置者にあつては、これに準ずるもの)が零を下回ること。

ハ 直近三年度のいずれにおいても、大学等(短期大学の認定専攻科及び高等専門学校)の認定専攻科を除く。以下この号において同じ。)の収容定員(昼間又は夜間において授業を行う学部、学科又はこれらに準ずるものが通信教育を併せ行う場合の当該通信教育(以下この号において「併設通信教育」という。))に係る収容定員を除く。以下この号及び附則第三条第三項において同じ。)の充足率(五月一日現在における収容定員の数に対する当該大学等に在学する学生等(併設通信教育に係る学生等を除く。))の数の比率をいう。同項において同じ。)(1)又は(2)に掲げる大学等の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合以上であること。

(1) 大学及び高等専門学校 八割
(2) 専門学校 五割

4 2 3 (大学等の確認要件の特例)

第四条 「同上」

4 2 3 「同上」
「項を加える。」

一 直前の年度に当該大学(別科及び専攻科並びに大学院を除く。)又は高等専門学校(専攻科を除く。)を卒業した者のうちに大学(別科を除く。)、高等専門学校又は専門学校に進学した者及び就職した者が占める割合が九割を超える場合

二 前条第二号ハの規定により算出した直近の年度の収
容定員の充足率が五割以上である場合

5 確認大学等のうち、前条第二号ハに該当しない専門学
校が、同号イ又はロのいずれかに該当し、かつ、地域の
経済社会において重要な役割を担う専門的な知識又は技
術を有する人材の養成を行うものとして法第七条第一項
各号に掲げる者（以下「文部科学大臣等」という。）が
認める場合には、当該専門学校は前条第二号の基準に適
合したものとみなす。

（確認の申請等）

第五条 大学等の設置者は、法第七条第一項の確認（以下
単に「確認」という。）を受けようとするときは、当該
確認を受けようとする年度の五月初日から六月末日まで
に、文部科学大臣等に対し、様式第一号及び様式第二号
の一から様式第二号の四までの申請書（以下「確認申請
書」という。）を提出するものとする。

2・3 「略」

（授業料等減免対象者の認定のための選考）

第九条 「略」

3 授業料等減免対象者としての認定は、授業料等減免を
受けようとする学生等が日本国籍を有する者又は次の各
号のいずれかに該当する者でなければ、行つてはならな
い。

一 「略」

二 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三
百十九号）別表第一の四の表の家族滞在の在留資格を
もつて本邦に在留する者であつて、次のいずれにも該
当するもの

イ 本邦で出生し、又は十二歳に達した日の属する学
年の末日までに初めて本邦に上陸した者

ロ 本邦において、小学校、義務教育学校の前期課程

「項を加える。」

（確認の申請等）

第五条 大学等の設置者は、法第七条第一項の確認（以下
単に「確認」という。）を受けようとするときは、当該
確認を受けようとする年度の五月初日から六月末日まで
に、同項各号に定める者（以下「文部科学大臣等」とい
う。）に対し、様式第一号及び様式第二号の一から様式
第二号の四までの申請書（以下「確認申請書」という。）
を提出するものとする。

2・3 「同上」

（授業料等減免対象者の認定のための選考）

第九条 「同上」

3 授業料等減免対象者としての認定は、授業料等減免を
受けようとする学生等が日本国籍を有する者又は次の各
号のいずれかに該当する者でなければ、行つてはならな
い。

一 「同上」
「号を加える。」

又は特別支援学校の小学部及び中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部を卒業又は修了した者であつて、次のいずれかに該当するもの

(1) 本邦において、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校の第三学年又は専修学校の高等課程（修業年限が三年以上のものに限る。）を卒業又は修了した者

(2) 学校教育法施行規則第二百五十条第五号から第六号まで又は第八十三条第二号に該当する者

ハ 大学等の卒業又は修了後、就労して引き続き本邦に在留する意思があると学校の長が認めた者

三 本邦における在留期間その他の事情を総合的に勘案して前号に掲げる者に準ずると学校の長が認めた者

四 出入国管理及び難民認定法別表第二の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもつて本邦に在留する者

五 「略」

第十条 「略」

一 九 「略」

二 九 「略」

(1) 多子世帯における生計維持者の扶養親族（施行

「号を加える。」

二 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第二の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもつて本邦に在留する者

三 「同上」

第十条 「同上」

一 九 「同上」

二 九 「同上」

(1) 「(1)を加える。」

令第二条第二項に規定する授業料等減免実施年度分の地方税法（昭和二十五法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）に係る生計維持者の扶養親族（当該生計維持者が、同項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない場合にあつては、これに準ずる者として適切と認められる者）をいい、生計維持者のいづれかの尊属である者及び扶養する生計維持者の年長者（生計維持者のいづれかの子である者を除く。）を除く。）をいう。以下同じ。）である者又は特にその授業料に係る経済的負担の軽減の必要性が高いと認められるものとして文部科学大臣が別に公示する確認大学の学部等（以下「公示対象学部等」という。）に在学する者 十五万四千五百円未満

3
・ 4
ロ 「略」

5 第二項第三号イ(1)の「多子世帯」とは、生計維持者の扶養親族の数が三以上である世帯をいう。

6 第二項第三号イ(1)の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(認定の申請等)

第十一條 「略」

2 5 7 「略」

「項を削る。」

(認定の効力の停止等)

第十八條 授業料等減免対象者が次のいずれかに該当する

「(2)を加える。」

3
・ 4
ロ 「同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

(認定の申請等)

第十一條 「同上」

2 5 7 「同上」

8 授業料等減免対象者は、在学中に継続して授業料減免を受けようとするときは、その在学する確認大学の定める日までに、授業料減免に係る継続願（第十八条第一項第六号及び同条第二項第六号において「減免継続願」という。）を当該確認大学等に提出するものとする。

(認定の効力の停止等)

第十八條 授業料等減免対象者が次のいずれかに該当する

ときは、授業料等減免対象者としての認定の効力が停止されるものとする。

一〇六 「略」

七 公示対象学部等に在学しなくなったとき（施行令第二條第二項本文に規定する方法によつて算定した額が五万三千三百円以上十五万四千五百円未満である者（第十條第五項に規定する多子世帯における生計維持者の扶養親族を除く。）に限る。）。

八〇十 「略」

二 前項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力が停止された授業料等減免対象者であつて次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、当該授業料等減免対象者としての認定の効力の停止が解除されるものとする。

一〇五 「略」

六 前項第六号に該当する者 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第十條第二項第三号イ及びビロに定める額に該当することとなつたとき又は公示対象学部

に在学することとなつたとき（施行令第二條第二項本文に規定する方法によつて算定した額が五万三千三百円以上十五万四千五百円未満である場合に限る。）。

七 前項第七号に該当する者 公示対象学部等に在学す

ることとなつたとき（施行令第二條第二項本文に規定する方法によつて算定した額が五万三千三百円以上十五万四千五百円未満である場合に限る。）又は適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第十條第二項第三号イ及びビロに定める額に該当することとなつたとき。

八〇十 「略」

三〇五 「略」

（国内に住所を有しない者等に係る減免額算定基準額の

ときは、授業料等減免対象者としての認定の効力が停止されるものとする。

一〇六 「同上」

七 第十一條第八項に規定する確認大学等の定める日までに減免継続願をその在学する確認大学等に提出しな

いとき。

八〇十 「同上」

二 前項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力が停止された授業料等減免対象者であつて次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、当該授業料等減免対象者としての認定の効力の停止が解除されるものとする。

一〇五 「同上」

六 前項第六号に該当する者 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第十條第二項第三号イ及びビロに定める額に該当することとなつたとき。

七 前項第七号に該当する者 減免継続願をその在学する確認大学等に提出したとき。

確認大学等に提出したとき。

八〇十 「同上」

三〇五 「同上」

（国内に住所を有しない者等に係る減免額算定基準額の

算定)

第十九条 施行令第二条第二項ただし書の文部科学省令で

定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 選考対象者若しくは授業料等減免対象者又はその生計維持者が施行令第二条第二項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない場合

二・三 「略」

四 選考対象者又は授業料等減免対象者（第十条第五項

に規定する多子世帯における生計維持者の扶養親族を除く。）が、公示対象学部等（大学（短期大学を除く

。）又は高等専門学校等の学部等に限り、）に在学する者（通信による教育を受ける者を除く。）である場合であつて、施行令第二条第二項本文に規定する方法によつて算定した額が五万三千三百円以上十五万四千五百

円未満であるとき。

2 施行令第二条第二項ただし書の文部科学省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる場合に限り、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 前項第一号から第三号までに掲げる場合 次のイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額（その額が零

を下回る場合にあつては零とし、その額に百円未満の端数がある場合にあつてはこれを切り捨てた額）（施行令第二条第二項本文に規定する市町村民税の所得割を課することができない者に準ずるものと認められる場合にあっては、零）とする。

イ 施行令第二条第二項第一号に規定する合計額に百分の六を乗じた額に準ずるものとして適切と認められるもの

ロ 施行令第二条第二項第二号に規定する控除する額

算定)

第十九条 施行令第二条第二項ただし書の文部科学省令で

定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 選考対象者若しくは授業料等減免対象者又はその生計維持者が施行令第二条第二項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の施行地に住所を有しない場合

二・三 「同上」
「号を加える。」

2 施行令第二条第二項ただし書の文部科学省令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額から第二

号に掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合にあっては零とし、その額に百円未満の端数がある場合にあってはこれを切り捨てた額）（同項本文に規定する市町村民税の所得割を課することができない者に準ずるものと認められる場合にあつては、零）とする。

一 施行令第二条第二項第一号に規定する合計額に百分の六を乗じた額に準ずるものとして適切と認められるもの

<p>二 前項第四号に掲げる場合、五万千二百円</p>	<p>二 施行令第二条第二項第二号に規定する控除する額に</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

様式第一号を次のように改める。

殿

〔設置者の名称〕

〔代表者の役職〕

〔代表者の氏名〕

大学等における修学の支援に関する法律第7条第1項の確認に係る申請書

○申請者に関する情報

大学等の名称	
大学等の種類 (いずれかに○を付すこと)	(大学・短期大学・高等専門学校・専門学校)
大学等の所在地	
学長又は校長の氏名	
設置者の名称	
設置者の主たる事務所の所在地	
設置者の代表者の氏名	
申請書を公表する予定のホームページアドレス	

※ 以下のいずれかの□にシ点 (☑) を付けて下さい。

- 確認申請
大学等における修学の支援に関する法律施行規則第5条第1項に基づき確認申請書を提出します。
- 更新確認申請書の提出
大学等における修学の支援に関する法律施行規則第5条第3項に基づき更新確認申請書を提出します。

※ 以下の事項を必ず確認の上、すべての□にシ点 (☑) を付けて下さい。

- この申請書 (添付書類を含む。) の記載内容は、事実と相違ありません。
- 確認を受けた大学等は、大学等における修学の支援に関する法律 (以下「大学等修学支援法」という。) に基づき、基準を満たす学生等を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免することを承知しています。
- 大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があります。

- この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があるとともに、減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。
- 申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第7条第2項第3号及び第4号に該当します。

○各様式の担当者名と連絡先一覧

様式番号	所属部署・担当者名	電話番号	電子メールアドレス
第1号			
第2号の1			
第2号の2			
第2号の3			
第2号の4			

○添付書類

※ 以下の事項を必ず確認し、必要な書類の□にシ点(●)を付けた上で、これらの書類を添付してください。(設置者の法人類型ごとに添付する資料が異なることに注意してください。)

- 「[1]実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係
 - 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数等の基準数相当分》
 - 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書(シラバス)《省令で定める単位数等の基準数相当分》
- 「[2]①学外者である理事の複数配置」関係
 - 《一部の設置者のみ》大学等の設置者の理事(役員)名簿
- 「[2]②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置」関係
 - 《一部の設置者のみ》大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿
- 「[3]厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係
 - 客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料
 - 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書(シラバス)《省令で定める単位数等の基準数相当分》【再掲】
- その他**
 - 《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料
 - 確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

(添付書類) 経営要件を満たすことを示す資料

学校コード	学校名
設置者名	

Ⅰ. ①直前3年度の決算の事業活動収支計算書における「經常収支差額」の状況

	經常収入(A)	經常支出(B)	差額(A)-(B)
申請前年度の決算	円	円	円
申請2年度前の決算	円	円	円
申請3年度前の決算	円	円	円

Ⅰ. ②直前の決算の貸借対照表における「運用資産-外部負債」の状況

申請前年度の決算	運用資産(C)	外部負債(D)	差額(C)-(D)
	円	円	円

Ⅱ. 申請校の直前3年度の収容定員充足率の状況

	収容定員(E)	在学生等の数(F)	収容定員充足率(F)/(E)
今年度(申請年度)	人	人	%
前年度	人	人	%
前々年度	人	人	%

大学・短期大学・高等専門学校で、Ⅱ. 申請校の直前3年度の全ての収容定員充足率が8割未満の場合申請前年度に当該学校を卒業した者について、今年度(申請年度)5月1日時点の状況について

(A)又は(B)のいずれかを記載

・申請校の直近の進学・就職率の状況(A)学校基本統計を利用する場合

申請前年度の状況	卒業者数(G)	進学者数+就職者数(H)	進学・就職率(H)/(G)
	人	人	%

・申請校の直近の進学・就職率の状況(B)学校基本統計を利用しない場合

申請前年度の状況	進学者数+就職希望者(I)	進学者数+就職者数(J)	進学・就職率(J)/(I)
	人	人	%

(Ⅰ. ②)の補足資料「運用資産」又は「外部負債」として計上した勘定科目一覧

○「運用資産」に計上した勘定科目

勘定科目の名称	資産の内容	申請前年度の決算における金額
		円
		円
		円

○「外部負債」に計上した勘定科目

勘定科目の名称	負債の内容	申請前年度の決算における金額
		円
		円
		円

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第二号の四―①を次のように改める。

様式第2号の4-①【4財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	
設置者名	

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告(書)	

2. 事業計画(任意記載事項)

単年度計画(名称：)	対象年度：)
公表方法：	
中長期計画(名称：)	対象年度：)
公表方法：	

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法：

(2) 認証評価の結果(任意記載事項)

公表方法：

(3) 学校教育法施行規則第172条の2第1項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名	
教育研究上の目的 (公表方法:)	
(概要)	
卒業又は修了の認定に関する方針 (公表方法:)	
(概要)	
教育課程の編成及び実施に関する方針 (公表方法:)	
(概要)	
入学者の受入れに関する方針 (公表方法:)	
(概要)	

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法:	
-------	--

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

教員数（不務者）										
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計			
—	人						人			人
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	—	人	人	人	人	人	人	人	人	人
教員数（兼務者）										
学長・副学長					学長・副学長以外の教員					計
					人					人
各教員の有する学位及び業績 公表方法： (教員データベース等)										
e. FID（フエカルティ・データベース等）の状況（任意記載事項）										

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

入学者の数、収容定員、在学する学生の数									
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a 収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c % (e)	編入学 定員	編入学 者数		
	人	人	%	人	%	人	人	人	人
	人	人	%	人	%	人	人	人	人
合計	人	人	%	人	%	人	人	人	人

(備考)

卒業者数・修了者数、進学者数、就職者数									
学部等名	卒業者数・修了者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他					
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)				
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)				
合計	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)				

(主な進学者・就職先) (任意記載事項)

(備考)

④ 修業年限期間内に卒業又は修了する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）

学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業・修了者数		留年者数	中途退学者数		その他		
		人	(%)		人	(%)	人	(%)	
	(100%)	人	(%)	人	(%)	人	(%)	人	(%)
	(100%)	人	(%)	人	(%)	人	(%)	人	(%)
合計	(100%)	人	(%)	人	(%)	人	(%)	人	(%)

(備考)

⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

（概要）

⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

（概要）

学部名	学科名	卒業又は修了に必要な となる単位数	G P A制度の採用 （任意記載事項）	履修単位の上限 （任意記載事項）
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位

G P Aの適用状況（任意記載事項）
公表方法：
学生の学修状況に係る参考情報
（任意記載事項）
公表方法：

⑦ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法：

⑨授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考(任意記載事項)
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	

⑩大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
 学生への修学に係る支援に関する取組
 (概要)

①進路選択に係る支援に関する取組 (概要)
②学生の心身の健康等に係る支援に関する取組 (概要)

⑪教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法
 公表方法：
 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載する全ての欄(合計欄を含む。)について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が50人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード(18桁)	
学校名(○○大学等)	
設置者名(学校法人○○学園等)	

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

	前半期	後半期	年間
支援対象者(家計急変による者を除く)	人	人	人
内訳	第Ⅰ区分	人	人
	第Ⅱ区分	人	人
	第Ⅲ区分	人	人
	第Ⅳ区分	人	人
家計急変による支援対象者(年間)			人
合計(年間) (備考)			人

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分とは、それぞれ大学等における修学の支度に関する法律施行令(令和元年政令第49号)第2条第1項第1号、第2号、第3号、第4号に掲げる区分をいう。
 ※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他の不正の手段により授業料等減免又は学費支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	人
----	---

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限る。認定専攻科を含む。）		高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半年	後半年	前半年	後半年	後半年
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	人	人	人	人	人
修得単位数が標準単位数の5割以下 （単位制による場合、専門学校に在学中に「留校」の旨が明確に示され、かつ、留校期間が1年以上継続している場合、標準単位数の5割以下）	人	人	人	人	人	人
出席率が5割以下その他の修得率が著しく低い状況	人	人	人	人	人	人
「警告」の区分に連続して該当	人	人	人	人	人	人
計	人	人	人	人	人	人

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であつて、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑つて認定の効力を失つた者の数

右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る。認定専攻科を含む。）		高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以上のものに限る。）	
	前半年	後半年	前半年	後半年
年間	人	人	人	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学		人
3月以上の停学		人
年間計		人
（備考）		

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月末満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月末満の停学	人
訓告	人
年間計	人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 （重位団による私立専門学校に おける修得単位数の8割以下） の要請件数の6割以下）	人	人	人
GPA等が下位4分の1	人	人	人
出席率が8割以下その他学 修意欲が低い状況	人	人	人
計	人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

様式第二号の四―②別紙を次のように改める。

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載する全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が50人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (18桁)	
学校名 (○○大学 等)	
設置者名 (学校法人○○学園 等)	

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

	前半期	後半期	年間
支援対象者 (家計急変による者を除く)	人	人	人
内訳	第Ⅰ区分	人	人
	第Ⅱ区分	人	人
	第Ⅲ区分	人	人
	第Ⅳ区分	人	人
家計急変による支援対象者 (年間)			人
合計 (年間) (備考)			人

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号、第4号に掲げる区分をいう。
※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他の不正の手段により授業料等減免又は学費支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	人
----	---

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了でないことが確定	人	人	人
修得単位数が標準単位数の5割以下 <small>(単位制による場合、専門学校に在学中に「留校」の旨が明記された単位修得単位数が標準単位数の5割以下)</small>	人	人	人
出席率が5割以下その他の修得率が著しく低い状況	人	人	人
「警告」の区分に連続して該当	人	人	人
計	人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であつて、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡つて認定の効力を失つた者の数

右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のもの)に限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)及び専門学校(修業年限が2年以上のものに限る。)		
	年間	前半期	後半期
年間	人	人	人

(3) 退学又は停学(期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。)の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	
3月以上の停学	人
年間計	人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月末満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月末満の停学	人
訓告	人
年間計	人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 （重位団による私立専門学校に おける修得単位数の算定方法の 別表第1号の2の部以下）	人	人	人
GPA等が下位4分の1	人	人	人
出席率が8割以下その他学 修意欲が低い状況	人	人	人
計	人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。
- (令和六年度における適格認定における収入額・資産額等の判定の特例)
- 2 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第二十三条の八第一項の規定による令和六年度における学資支給金の額の変更については、同項中「十月」とあるのは、「四月及び十月」とする。
- 3 大学等における修学の支援に関する法律施行規則第十四条第一項の規定による令和六年度における授業料減免の額の変更については、同項中「十月」とあるのは、「四月及び十月」とする。

【重要】

令和6年度からの奨学金制度の改正の詳細をお知らせします。また、学部で高等教育の修学支援新制度の対象となっている学生が、大学院の進学に際して「授業料後払い制度」の利用を希望する場合、令和6年度の春学期の授業料の納付猶予に御協力をお願い申し上げます。

5 文科高第 3 1 4 号
令和 5 年 5 月 24 日

各国公私立大学長
各国公私立短期大学長
各国公私立高等専門学校長
各都道府県知事 殿
各都道府県教育委員会教育長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省高等教育局長
池 田 貴 城
(公 印 省 略)

令和6年度からの奨学金制度の改正に伴う対応について（依頼）

各位におかれては、日頃より、学生支援の充実及び円滑な奨学金事務の実施に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

文部科学省では、経済的に厳しい状況にある学生等が進学・修学を断念することがないよう、これまでも各種支援策を講じてまいりましたが、「経済財政運営と改革の基本方針2022」等に基づき、令和6年度から、別紙1のとおり、以下の3点について奨学金制度を改正し、支援を拡充します。

1. 高等教育の修学支援新制度の中間層への対象拡大
2. 修士段階における「授業料後払い制度」の創設
3. 貸与型奨学金における減額返還制度の見直し

制度改正に当たっては、各学校において、下記の事項について御留意いただき、支援を必要とする学生等が各制度を活用できるよう、周知その他の御協力をお願いいたします。また、各都道府県知事におかれては所轄の専門学校に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専門学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専門学校に対して、周知をお願いします。

記

1. 高等教育の修学支援新制度の中間層への対象拡大に係る対応について

- 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学部学生等を対象として、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校における授業料等減免及び給付型奨学金の支給を行う「高等教育の修学支援新制度」について、年収600万円程度までの世帯のうち、①多子世帯の学生

等及び②私立学校の理工農系の学部・学科に通う学生等へ支援を拡大すること。

- ①の多子世帯とは、子供3人以上を扶養する世帯をいい、授業料等減免及び給付型奨学金について、住民税非課税世帯への支援額の4分の1に相当する額の支援を行うこと。
- ②の理工農系の範囲については、文理融合系の学部等など多種多様な教育課程が存在していることから、実質的に理学・工学・農学系と判断できる学部等も対象とすることとし、該当する学部等の一覧については、令和5年8月末頃を目途に公表を予定していること。また、理工農系の学部等の学生等への支援については、学校種ごとの理工農系の学部等の授業料平均と人文社会学系の学部等の授業料平均との差額に相当する額の支援を予定していること。
- 対象の拡大は令和6年春の在学採用から開始すること。ただし、支援の対象となる理工農系の学部等の公表後にあつては、令和5年度中に各学校等において、支援の対象となる学部等を学生等に対して案内することを妨げないこと。
- その他詳細については別紙2を参照されたいこと。

2. 大学院段階における「授業料後払い制度」の創設について

- 在学中は授業料を納付せず、卒業後の所得に応じて後払いする仕組みを大学院修士課程（博士前期課程を含む。）及び専門職学位課程に創設すること。
- 制度の利用は学生の希望に基づくものとし、利用の要件、後払いとできる授業料額、卒業後の所得に応じた納付の方法その他詳細は別紙3のとおりであること。
- 制度は令和6年度秋学期から開始する一方、学部において修学支援新制度の対象となっていた学生については、授業料に係る当面の経済的負担が進学の妨げとならないようにするため、令和6年においては、春学期の授業料の納付を秋まで猶予いただくなど、希望する学生が令和6年の春学期及び秋学期の授業料に関して本制度を利用できるように取り計らわれたいこと。
- なお、制度の利用の有無にかかわらず、経済的に困難な学生の授業料の納付猶予等については、「経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知等について（通知）」（令和5年2月1日付け総合教育政策局長・高等教育局長通知）において以下のとおりお願いしており、引き続き配慮を図られたい。

2. 大学等における入学金・授業料等の納付猶予等について

入学金等初年度納付金や授業料等の納付が困難な学生等に対しては、経済的に厳しい世帯の学生等がいることも踏まえ、各大学等において納付時期の猶予、分納、免除及び減免など弾力的な取扱いや柔軟な配慮をいただくよう、改めてお願いします。

（略）

また、大学等が入学金などの学生納付金の納付猶予を実施することに伴い、大学等で資金不足が起こらないように、必要に応じ、国立大学法人運営費交付金や私学助成の交付を一部前倒して実施することも検討いたしますので、納付猶予に伴い交付の前倒しが必要な場合は、文部科学省までご相談ください。

3. 貸与型奨学金における減額返還制度の見直し

- 経済的事由により貸与型奨学金の返還が困難な方が毎月の返還額を減らすことができる減額返還制度について、以下のとおり見直しを行うこと。
 - ① 利用可能な本人年収の上限を、325万円から400万円に緩和
 - ② 減額後の返還額について、これまでは「2分の1まで減らす」又は「3分の1まで減らす」の2つの選択肢であったところを、更に「3分の2まで減らす」「4分の1まで

減らす」という選択肢を追加し、出産・子育て等のライフイベントに応じて柔軟に返還できるように改正

- 上記見直し後の制度を利用することで返還期間を延長した場合にも、これまで同様、有利子奨学金の利息負担は増加しないこと。
- 子育て時期の経済的負担に配慮した更なる対応について引き続き検討を進めること。

<添付資料>

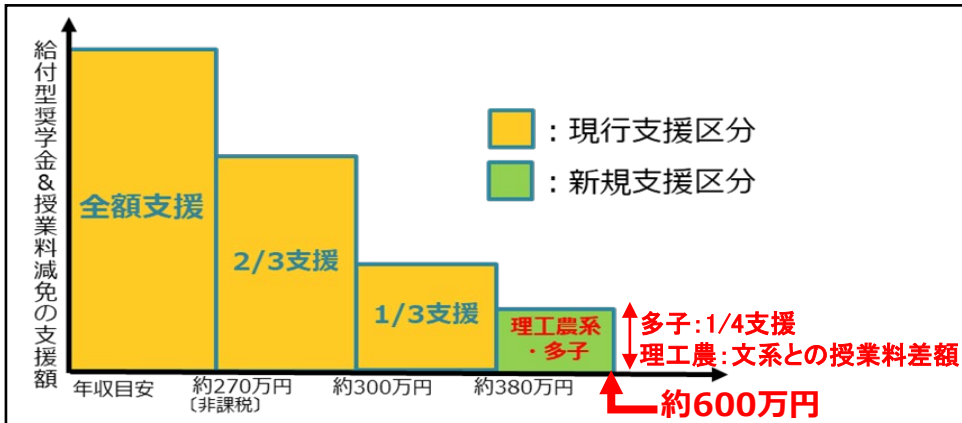
- 別紙1 安心してこどもを産み育てられるための奨学金制度の改正（令和6年度～）
- 別紙2 奨学金制度の改正（授業料免除等の中間層への拡大）に係るFAQ
- 別紙3 大学院段階における「授業料後払い制度」の制度設計について

【本件連絡先】

文部科学省高等教育局学生支援課
TEL : 03-5253-4111（内 3050）
E-mail : gakushi@mext.go.jp

1. 学部段階（大学・短大・高専・専門学校）向け
授業料減免等の中間層への拡大

授業料等減免と給付型奨学金をセットで行う「高等教育の修学支援新制度」について、**子育て支援等の観点から、多子世帯の中間層に支援対象を拡大**。あわせて理工農系の中間層にも拡大。



<支援対象>

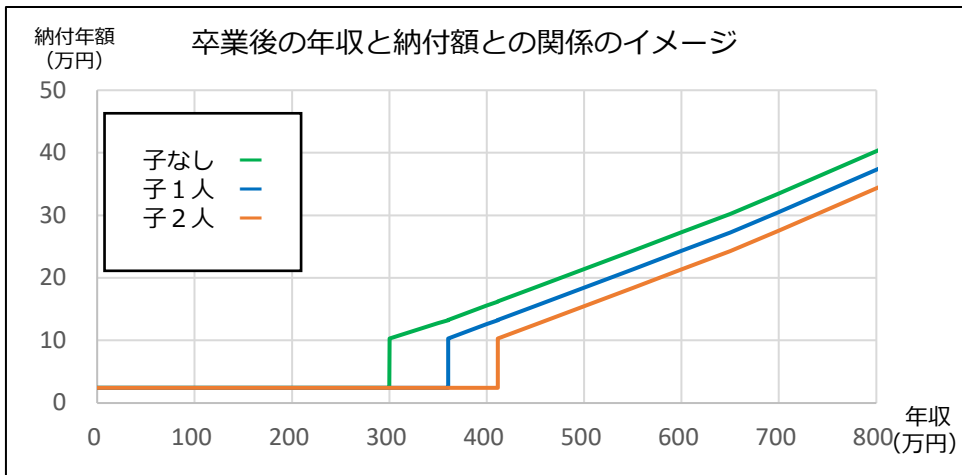
- ・新規支援区分の対象は、世帯年収**600万円程度**（モデルケース）まで
- ・多子世帯支援：扶養する子の数が3人以上である世帯が対象
- ・理工農系支援：学問分野をまたがる学部・学科も、授与する学位の分野に理学・工学・農学が含まれれば対象

<支給水準>

- ・多子世帯支援：全額支援の1/4支援
 - ・理工農系支援：文系との授業料差額
- ※人文・社会科学系との授業料に差が生じていることに着目し、私立の学校を対象に支援

2. 大学院生（修士段階）向け
大学院（修士段階）の授業料後払い制度の創設

授業料について、卒業後の所得に応じた「後払い」とする仕組みを創設。卒業後の納付においては、特に、**子育て期の納付が過大とならないよう配慮**。



<「後払い」とできる授業料上限>

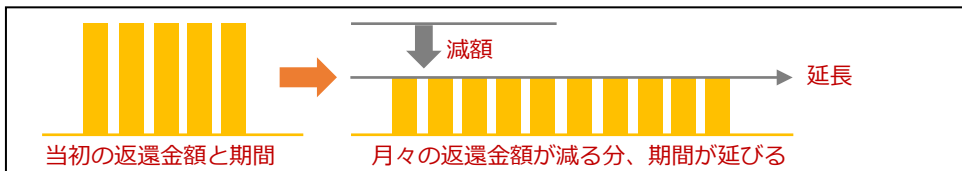
- ・国公立については、国立授業料の標準額（約54万円）
- ・私立については、私立の授業料の平均的な水準までとする予定

<卒業後の納付>

- ・所得に応じた納付が始まる年収基準：300万円程度
 - ・上記年収を上回る場合：課税対象所得の9%を納付
 - ・ただし、扶養する子について、独自の扶養控除を創設
 →子供が2人いれば年収**400万円程度**までは所得に応じた納付は始まらない
- ※ 学生本人の年収が約300万円以下の場合に利用可能とする
 ※ ①令和6年秋入学者及び②修学支援新制度の対象者であって令和6年度に修士段階へ進学する者を対象として開始予定

3. 奨学金を返還している方向け
貸与型奨学金における減額返還制度の見直し

定額返還における月々の返還額を減らす制度（※返還総額は不変）について、**要件等を柔軟化**。また、子育て時期の経済的負担に配慮した更なる対応について引き続き検討を進める。



- ・利用可能な年収上限の引き上げ（本人年収325万円以下 → **400万円以下**）
- ・返還割合の選択肢を増加（1/2 又は 1/3 → 2/3、1/2、1/3、1/4の4種類）

奨学金制度の改正(授業料免除等の中間層への拡大)に係るFAQ

【制度全般】

- この制度は、いつから始まるのですか。
⇒令和6年度から開始予定です。(令和6年4月に入学する方・令和6年4月時点で前年度から在学中の方、いずれの学生も対象となります。)
- 支援対象は、世帯年収がいくらまでですか。
⇒新たに支援する区分(第IV区分)の対象となる方は、モデルケースで世帯年収600万円程度(申請時点での年収)までです。
- モデルケースとは何ですか。
⇒モデルケースでは、父(給与所得者)、母(無収入)、本人(18歳)、中学生以下のきょうだい、の4人(子供3人の場合は5人)世帯を想定しており、この場合は世帯年収600万円程度としていますが、家族構成や就業形態に応じて年収上限が変わります。
- なぜ、600万円程度なのですか。
⇒今回の改正により、現行制度の対象となっていない中間所得層へ対象範囲を拡大する目的で、収入基準を引き上げました。
- いつ申し込めば良いですか。
⇒令和6年度から新たに支援する区分の対象となる方については、在学採用(令和6年4月に新たに入学する方も、前年より在籍中の方も、4月以降に在籍する大学等を通じて申し込み)になる予定です。
現行制度の対象(非課税世帯～年収380万円程度までを対象)となる方については、これまでと同様に進学前の高校3年生時に高校を通じて申し込むことが可能です。

奨学金制度の改正(授業料免除等の中間層への拡大)に係るFAQ

【多子世帯支援】

- 多子世帯支援の支援対象は、どうなるのですか。
⇒扶養するお子さんの人数が3人以上である世帯の学生の方が対象となります。
- 多子世帯支援の場合、いくら支援されるのですか。
⇒全額支援となる第I区分の4分の1(例えば私立大学に自宅外から通う場合、授業料減免と給付型奨学金を合わせて約40万円)の支援になります。
- 「扶養する子供が3人以上」とは、どういう意味ですか。
⇒申し込んだ時点で、扶養されているお子さんが3人以上であることとしています。仮にそのご家庭にお子さんが3人いたとしても、一番上のお子さんが社会人となって扶養から外れていれば、「扶養する子供」の数としては2人になります。
- 多子世帯支援とは、3人目の子が対象になるのですか。
⇒申し込んだ時点で、扶養されているお子さんが3人以上であることとしていますので、例えば、一番上のお子さんが大学生、下のお子さん2人が高校生以下である場合、一番上の大学生のお子さんは条件を満たしていることになります。
- どうして「扶養する子供」という条件があるのでしょうか。
⇒同時に複数のお子さんを扶養されていることの負担を軽減するためにこのような条件としました。
- 多子世帯支援と理工農系支援の両方に該当する場合、どちらが優先されますか。
⇒原則、多子世帯支援が優先されます。

奨学金制度の改正(授業料免除等の中間層への拡大)に係るFAQ

【理工農系支援】

- 理工農系支援の支援対象は、どうなるのですか。
⇒私立の大学・短大・高等専門学校・専門学校に通う学生の方が対象となります。
- 理工農系支援の場合、いくら支援されるのですか。
⇒人文社会科学系等の授業料平均との差額を支援する予定です。
- 理工農系支援の対象校(対象学部・学科)は、いつ分かりますか。
⇒大学等の要件を確認したうえで、令和5年8月末を目途に、文部科学省から公表する予定です。
- 理工農系支援とは、どの学部・学科が対象ですか。学部・学科の名称だけでは判断つきません。
⇒授与する学位の分野に理学・工学・農学が含まれていれば対象になります。また、学問分野をまたがる学部・学科も、理学・工学・農学が含まれれば対象となります。なお、専門学校の場合は、学科の属する分野が工業関係・農業関係の学科が対象となります。
対象となる具体的な学部・学科は、令和5年8月末を目途に、文部科学省から公表する予定です。
- 多子世帯支援と理工農系支援の両方に該当する場合、どちらが優先されますか。
⇒原則、多子世帯支援が優先されます。

大学院段階における「授業料後払い制度」の制度設計について

1. 対象学種

大学院の修士段階（修士課程・博士前期課程及び専門職学位課程。通信教育課程を含む。）

2. 対象者

以下の条件を全て満たす者

- ・ 令和6年度以降に国内の大学院に進学した者（※）
- ・ 本人の希望に基づき、在学学校を通じて申請を行った者
- ・ 日本学生支援機構（JASSO）の修士段階を対象とした月額5万円又は8万8千円の第一種奨学金（以下単に「第一種奨学金」という。）と同様の家計基準及び学業成績基準を満たす者
- ・ 過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない事由がない者

※ 令和6年度については、上記に加え、以下のいずれかに該当する者のみを対象とする。

① 令和6年度秋の新規入学者

② 令和6年度春の新規入学者であって、学部で修学支援新制度の対象となることがあり、かつ、就労等を挟まずに大学院へ進学した者。当該者については、進学先の大学院が秋まで授業料の納付を猶予する場合、本人からの申出に基づいて、令和6年4月からの授業料に遡って支援の対象とする（支援（振込）の時期は5. のとおり令和6年秋となる）。

3. 後払いとできる授業料の額（以下「支援対象授業料」という。）

- ・ 国公立 年 535,800 円を上限として大学が請求する授業料
- ・ 私立 年 776,000 円を上限として大学が請求する授業料
を予定しており、令和6年度予算編成過程において決定する。

※ 法的には第一種学資貸与金（無利子の貸与型奨学金）の一形態として、これらの金額に保証料を上乗せした金額を日本学生支援機構から学生に貸与する（貸与額から保証料を天引きした額が授業料相当となるよう、貸与額及び保証料を設定する。すなわち、授業料相当額及び保証料相当額を併せた額が貸与額となる。当該貸与額を以下「授業料支援金」という）。

※ 保証料の支払い（機関保証への加入）を必須とする。

※ あらかじめ（初回の授業料請求の時点で）学校独自の授業料減免が個別に学生に適用されている場合を含め、学生への請求額が上記の上限額を下回る場合は、当該請求額を支援対象授業料とする。

4. 生活費等の支援として別途貸与を受けられる額（以下「生活費奨学金」という。）

- ・ 月 1 万円、2 万円、3 万円又は 4 万円から学生が選択する額（無利子）

- ※ JASSOから学生に対して振り込む。
- ※ 生活費奨学金の貸与を受けないことも可能。
- ※ 授業料支援金の利用を申請せずに、生活費奨学金の貸与だけを申請することはできない。
- ※ 授業料支援金を利用した場合、第一種奨学金の貸与を受けることはできない。
- ※ 授業料支援金及び生活費奨学金の利用の有無にかかわらず、第二種奨学金の貸与は申請可能。
- ※ 保証料の支払い（機関保証への加入）は必須とし、第一種奨学金における保証料の取扱いと同様、上記額から保証料を天引きするものとする。

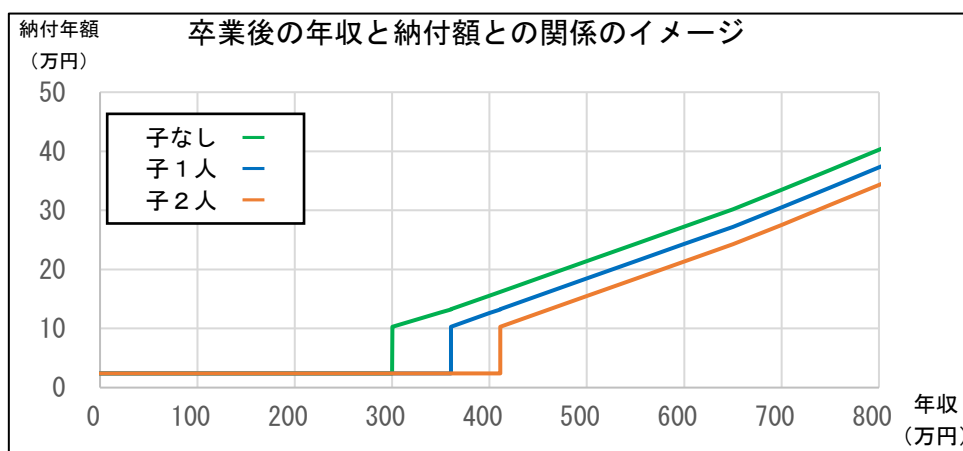
5. 授業料を後払いとする方法

- ・ JASSO から大学に対し、年度の始期に、当該大学における制度利用者の支援対象授業料の合計額を振り込む。ただし、秋入学の学生及び授業料減免の適用が各学期の期首になされる大学の学生についてはこの限りではない。

- ※ これにより難い相当の事情が大学に認められる場合は、JASSO から制度利用者（当該大学の学生）に対し、年度の始期に、当該制度利用者の支援対象授業料に相当する額を振り込む。
- ※ 授業料が支援対象授業料の上限を上回る場合、差額は学生から大学に別途納付する。
- ※ 令和 6 年度については、2. の※書きのとおり、振込は秋の 1 回のみとする。

6. 利用者（卒業した学生）から JASSO への納付の概要

- ・ 授業料支援金（支援対象授業料及び保証料の合計額）及び生活費奨学金の合計額に達するまで、卒業後の所得に応じ、口座引落によって JASSO に納付を行う。
- ・ 所得（前年の課税所得）と納付年額の関係は以下のとおりであり、例えば扶養する子供が 2 人いれば年収 400 万円程度までは所得に応じた納付は始まらない。
- ・ 上記年収を上回る場合は「課税対象所得から子供の人数に応じた額を控除した額」の 9% を納付する。上記年収以下の場合は月 2,000 円など一定額を納付する。
- ・ その他の詳細については日本学生支援機構から別途周知する。



7. その他

- 学期の途中で停止・廃止となった場合も、当該学期に係る授業料支援金の割り戻しや取消等は行わず、卒業後に所得に応じて納付することとする。
 - ※ 仮に退学等による授業料の返金がある場合は、授業料後払い制度を利用していない学生と同様に、大学と学生との間で行う。
 - ※ ただし、退学等した翌月（学籍を失った日が月の初日の場合はその月。以下同じ。）以降に本制度による振込が行われた場合（退学日等が遡及したことにより、振込日より前となった場合を含む）は、当該振込については払戻（取消）を行う必要がある。
 - ※ 休学を伴わない留学やダブルディグリープログラムについては、支援を継続（支援を行うのは1大学分のみ）。
- 第一種奨学金における支援の停止・廃止に相当する事由があった学生については、「授業料後払い制度」においても支援の停止・廃止の取扱いとなる。
- 支援の停止・廃止となった場合の生活費奨学金の運用については、第一種奨学金の例による。
- 第一種奨学金と同様に、毎年の適格認定及び業績優秀者免除の判定を行う。なお、こうした事務において、授業料支援金又は生活費奨学金のいずれか一方のみが廃止や免除になるといった取扱いは予定していない。
- 申請後の取消の可否、年度途中の支援の終了の可否その他運用の詳細については日本学生支援機構において定める。

【重要】

文部科学省では、経済的に厳しい状況にある学生等の進学・修学のため、令和6年能登半島地震の被災者のための取組を含め、各種支援策を講じています。必要な情報を遺漏なく学生等へ周知いただくようお願いします。

5文科高第1537号

令和6年1月10日

各 国 公 私 立 大 学 長
各 公 私 立 短 期 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
各 都 道 府 県 知 事 殿
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

文部科学省総合教育政策局長

望 月 禎

(公 印 省 略)

文部科学省高等教育局長

池 田 貴 城

(公 印 省 略)

経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知等について（通知）

文部科学省では、経済的に厳しい状況にある学生等が進学・修学を断念することがないように、引き続き各種の支援策を講じています。

ついては、特に令和6年能登半島地震の被災者を含め、支援を必要とする学生・生徒に情報が行き渡るよう、下記支援策等に関して、各学校におかれては所属の学生・生徒に対して、各都道府県知事におかれては所轄の高等学校及び専修学校に対して、各都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会及び所管の高等学校及び専修学校に対して、国公立大学長におかれては管下の附属学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して周知をいただくとともに、それぞれの留意事項等を十分に踏まえた適切な対応をお願いします。

記

1. 令和6年能登半島地震により被災した学生等への経済的支援について

令和6年能登半島地震の被害を受けた学生等については、

- (1) 給付型奨学金（家計急変採用）及び貸与型奨学金（緊急採用・応急採用）の随時受付

(2) JASSO 災害支援金（学生や生計維持者の住宅が半壊以上等の被害を受けた者等を対象として10万円を支給（返還不要））の申請受付
を実施しているところであり、各大学等におかれては、令和6年1月4日付け日本学生支援機構通知「令和6年能登半島地震にかかる災害救助法適用地域の世帯の学生・生徒に対する給付奨学金家計急変採用及び貸与型奨学金緊急採用・応急採用の取扱いについて（通知）」を御参照の上、経済的支援を必要とする学生等が利用できるよう、遺漏なくお取り計らいをお願いいたします。【別紙1】

また、各高等学校等におかれては、令和6年1月7日付け通知「能登半島地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について（通知）」の「3. 高校生等への修学支援について」のとおり、高等学校等在学中に奨学金の申請を行わなかった場合においても、大学等進学後に申請が可能である旨の周知等について御協力をお願いします。

なお、給付型奨学金及び貸与型奨学金に関しては、以下2.も御覧ください。あわせて、各大学等におかれては、令和6年能登半島地震により被災した学生に対して修学の機会を確保する等の観点から、令和6年1月10日付け高等教育局長通知「令和6年能登半島地震により被災した学生への配慮等について（周知）」の内容も御確認ください。

2. 高等教育費の負担軽減に係る国の制度（高等教育の修学支援新制度、日本学生支援機構の貸与型奨学金）について【別紙2】

(1) 高等教育の修学支援新制度

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等を対象として、一定の要件を満たすことの確認を受けた大学（学部）、短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程（以下「専門学校」という。）における授業料等減免及び給付型奨学金の支給を行っています。大学等にあつては、法律に基づき、在学する学生等のうち対象者として認定を受けた者に対して、授業料等減免の支援を実施することとされています。また、当該者に対する給付型奨学金の支給は独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が行います。

支給額、対象者の要件、復学時の取扱い等の詳細は以下の文部科学省ホームページをご覧ください。

高等教育の修学支援新制度に係る質問と回答（Q&A）（文部科学省ホームページ）

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1409388.htm

(2) 機構の貸与型奨学金

(1)よりも幅広い世帯の方を対象として、機構において、大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専門学校の学生等に、無利子奨学金及び有利子奨学金の貸与を行っています。あわせて、返還が困難な方向けの支援等を実施しています。

(3) やむを得ない事由により家計が急変した学生等に対する支援について

やむを得ない事由（生計維持者が死亡した場合や震災、火災、風水害等に被災した場合等）により家計が急変した世帯の学生等に対しては、(1)及び(2)の両制度において、随時申込みを受け付けるとともに、直近の所得情報に基づいて採用の判定を行うなど、きめ細かな対応を行っています。

(4) 令和6年度からの奨学金制度の改正について【別紙3】

これまでもお知らせしているとおり、令和6年度より、

- ① 高等教育の修学支援新制度の中間層への対象拡大
- ② 修士段階における「授業料後払い制度」の創設
- ③ 貸与型奨学金における減額返還制度の見直し

等を実施することとしており、改正概要及びQ & A等について以下の文部科学省ホームページに掲載しています。また、これらの実施に係る細則については、別途お知らせいたします。

奨学金事業の充実（文部科学省ホームページ）

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shougakukin/main.htm

(1)～(4)の制度について、大学等進学希望者、学生等及びその保護者等に情報が行き届くよう、下記(※1)のような様々な機会を通じて周知願います。その際、機構において、奨学金の制度等についての理解を促進するための「スカラシップ・アドバイザー」【別紙4】を高等学校や大学等へ派遣する等、周知のための支援策を実施しているほか、(1)については、文部科学省において、下記(※2)のとおり各学校において周知に活用できる資料を用意していますので御活用ください。

また、(1)及び(2)については、高校3年生及び学生等に対し、期限内に各学校にお申し込みいただくよう、適切な情報提供をお願いします。期限の設定に当たっては、十分な申請期間を設けるなど、配慮をお願いします。

なお、(1)～(3)の制度において、収入要件については、基本的に世帯年収で判定しますが、虐待等から避難し独力で生計を維持している者等の場合、本人の所得のみで収入の要件を判定できることもあります。必要に応じて個別の事例について機構に確認するなど、学生等に寄り添った対応をお願いいたします。更なる制度の詳細につきましては機構へお問い合わせください。

(※1) 周知の例

(高等学校等の場合)

- ・高等学校の奨学金担当者や進路指導担当者向けの会議で配布し、生徒・保護者への周知依頼

(大学等の場合)

- ・入学の際の説明会などで学生等・保護者に配布
- ・大学等から学生等・保護者への各種書類（学生納付金の納付手続書類、成績通知、学校広報誌など）の送付時に同封
- ・学生等向けポータルサイトに掲示し、メールなどで学生等・保護者に情報提供

(※2) 大学等・高等学校等向けの修学支援新制度の周知用資料（文部科学省ホームページ）

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/detail/1418422_00001.htm

3. 大学等における入学金・授業料等の納付猶予等について

各大学等におかれては、これまでも、家計が急変し授業料等の支払いが困難となった学生等に対する授業料等減免等に取り組んでいただいているところですが、引き続き、入学金等初年度納付金や授業料等の納付が困難な学生等について、納付時期の猶予、分納、免除及び減免など弾力的な取扱いや柔軟な配慮をいただくようお願いします。

特に、高等教育の修学支援新制度の利用者に係る入学前の授業料の納付については、入学前にまとまった資金を用意することに苦慮することが多いことから、本制度における授業料減免の上限額を上回る分のみを請求するなど、制度の趣旨や、利用者の経済的状況等に鑑みて、改めて御配慮をお願いします。なお、**【別紙5】**のとおり、大学等における取組

事例をまとめておりますので、各大学等において新たに御対応いただく際に御活用ください。

また、大学等が入学金などの学生納付金の納付猶予を実施することに伴い、大学等で資金不足が起こらないように、必要に応じ、国立大学法人運営費交付金や私学助成の交付を一部前倒して実施することも検討いたしますので、納付猶予に伴い交付の前倒しが必要な場合は、文部科学省まで御相談ください。

さらに、入学時に一時的にかさむ費用の支出が困難な学生等に対しては、機構の入学時特別増額貸与奨学金（有利子による一時金）や生活福祉資金貸付制度（都道府県社会福祉協議会）等の活用について周知をお願いします。【別紙6】

なお、各大学等において経営状況は個々に異なる事情はありつつも、学生等の経済的な負担を軽減する観点からは、休学中の学生については、授業を受講しないため、当該学生から授業料の名目で費用を徴収することは適当ではないことに御留意下さい。休学中に在籍料等の名目で徴収する場合には、納付時期の猶予等の弾力的な取扱いや減免措置、徴収金の復学後の授業料等への充当等の柔軟な対応について御配慮をいただくようお願いいたします。

4. 大学等における各種経済支援策の情報共有及び情報発信について

各大学等におかれては、経済的に困難な学生等が支援策を知ることなく退学・休学等に至ることがないように、学籍管理などを行う担当者と、経済的支援などの学生支援を行う担当者和の間で、学生等の状況及び支援策の内容等について、十分な情報共有をお願いします。

あわせて、プッシュ型の情報発信への御協力をお願いします。以下（1）及び（2）のとおり、学生等に直接お知らせすることができる内容をまとめていますので、各大学等の独自の経済支援策（学内において提供できるアルバイト等を含む）や相談窓口情報と併せ、支援を必要としている学生等一人一人に確実に情報が行き届くよう、積極的に情報発信いただくようお願いいたします。

その際、周知の手段、周知媒体（封筒等）のデザイン、タイミング等の工夫によって学生等が得られる情報に大きく差が生まれ得ることに留意し、困難や不安を抱える学生等の目線に立った対応をお願いします。

（1）文部科学省ホームページの特設サイト

- 「困ったらまずは相談してください 経済的に困難な学生・生徒が活用可能な支援策」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/benefit/index.html

- 高等教育の修学支援新制度の特設サイト（学びたい気持ちを応援します）
<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>

（2）経済的に困難な学生等が活用可能な支援策の一覧

上記2. の経済的支援及び他省庁の支援策も含めた、経済的に困難な学生等が活用可能な支援策の一覧及び文部科学省ホームページの特設サイトにアクセスできるQRコード（令和6年1月時点）を【別紙7】にまとめました。

このほか、生活保護制度については、本来大学等で修学する学生等は、対象とされていませんが、病気のために休学する場合は、保護の要件を満たせば、生活保護を受けることが可能であり、また、その間奨学金が停止された場合でも、復学時の手続により奨学金が再開される場合があります。令和5年2月9日付けの「一時的に生活に

困窮する大学生等への支援について（周知）」も御確認いただき、当該学生に適切に御案内願います。【別紙8】

5. 大学等における修学に係る相談体制の整備等の徹底について

各大学等における修学に係る相談体制については、学内の組織体制の整備（相談窓口の設置や教職員への研修、電話やメール等での相談にも確実に対応できる体制の確保等）、専門家との連携等を行うこと等を徹底いただき、引き続き、困難や不安を抱える学生等の目線に立った対応をお願いします。特に、退学や休学を検討している学生等への対応に当たっては、「修学継続チェックリスト」【別紙9】の周知と併せて、個々の事情を聴き取りながら、適切かつきめ細かな対応をお願いします。

<添付書類>

- (別紙1) 令和6年能登半島地震にかかる災害救助法適用地域の世帯の学生・生徒に対する給付奨学金家計急変採用及び貸与型奨学金緊急採用・応急採用の取扱いについて（令和6年1月4日付け日本学生支援機構通知）
- (別紙2) 奨学金制度の概要（学部生等向けの全体像）
- (別紙3) 「こども未来戦略」の「加速化プラン」等に基づく高等教育費の負担軽減策について（令和6年度開始）
- (別紙4) スカラシップ・アドバイザーについて
- (別紙5) 「高等教育の修学支援新制度」の予約採用者に対する入学金等の取扱いについて
- (別紙6) 大学等への入学前・入学後に学生又は保護者が利用可能な支援制度
- (別紙7) 経済的に困難な学生等が活用可能な支援策（令和6年1月～）
- (別紙8) 一時的に生活に困窮する大学生等への支援について（周知）（令和5年2月9日付け文部科学省高等教育局学生支援課事務連絡）
- (別紙9) 「修学継続チェックリスト」

【本件連絡先】

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○全体及び別紙1～9について

文部科学省高等教育局 学生支援課（内3050）

E-mail: gakushi@mext.go.jp

○国立大学について

文部科学省高等教育局 国立大学法人支援課（内3497）

E-mail: hojinka@mext.go.jp

○公立大学について

文部科学省高等教育局 大学教育・入試課（内3370）

E-mail: daigakuc@mext.go.jp

○私立大学について

文部科学省高等教育局 私学部 私学行政課（内2533）

E-mail: sigakugy@mext.go.jp

○高等専門学校について

文部科学省高等教育局 専門教育課（内3347）

E-mail: senmon@mext.go.jp

○専修学校について

文部科学省総合教育政策局 生涯学習推進課（内2915）

E-mail: syosensy@mext.go.jp

大 学 長
短 期 大 学 長
各 高等専門学校長 殿
専 修 学 校 長

独立行政法人日本学生支援機構
理事長 吉 岡 知 哉

令和6年能登半島地震にかかる災害救助法適用地域の世帯の学生・生徒に対する
給付奨学金家計急変採用及び貸与奨学金緊急採用・応急採用の取扱いについて（通知）

このたび下記のとおり災害救助法適用地域及び適用日が定められました。

ついては、当該の災害により家計が急変し、奨学金を希望する者について、給付奨学金の家計急変採用、及び貸与奨学金の緊急・応急採用の推薦を受け付けますので、学生・生徒に周知していただき、遺漏のないようお取り計らい願います。なお、災害救助法適用地域の追加については、事務連絡メール及び学校担当者用ホームページでお知らせします。

記

1 災害救助法適用地域及び適用日

災害救助法適用地域	災害救助法適用日
4 県47市町村（新潟県、富山県、石川県及び福井県）	1 月 1 日

※ 適用地域の詳細については、本機構ホームページ（1年以内の災害救助法適用地域）をご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html>

※ 上記の近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生等並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生等についても、適用地域に準じて取り扱います。

2 給付奨学金 家計急変採用

家計急変の事由及び証明書類

家計急変の事由	証明書類
D：生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当 ① 家計急変の事由A～C（「給付奨学金案内（家計急変採用）」参照）のいずれかに該当 ② 被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	・ 罹災証明書

※ 本奨学金は、国・地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校の学生・生徒が対象となります。

※ 推薦の取扱いは、「給付奨学金（新制度） 2023年度 奨学事務の手引（第3-3章）」を参照願います。

3 貸与奨学金 緊急採用・応急採用

(1) 貸与始期及び貸与終期

奨学金の種類	貸与始期	貸与終期
緊急採用（第一種奨学金）	2024年1月以降で申込者が希望する月	2024年3月（注）
応急採用（第二種奨学金）	2023年4月以降で申込者が希望する月	修業年限の終了月まで

（注）2024年度においてなお、第一種奨学金が必要と認められる者から、「緊急採用（第一種奨学金）継続願」の提出があった場合には、修業年限の終了月まで貸与を継続します。詳細は学校担当者用ホームページ（令和5年度緊急採用（第一種奨学金）継続の手続きについて）をご確認ください。

https://www2.jasso.go.jp/daigaku/idou/news/kinkyukeizoku_r5.html

(2) 学校から機構への提出書類

罹災（被災）証明書（被害状況・被害金額を記した学校長の副申書（様式自由）も可）

※ 推薦の取扱いは、「貸与奨学金 2023年度 奨学事務の手引（第3-3章）」を参照願います。

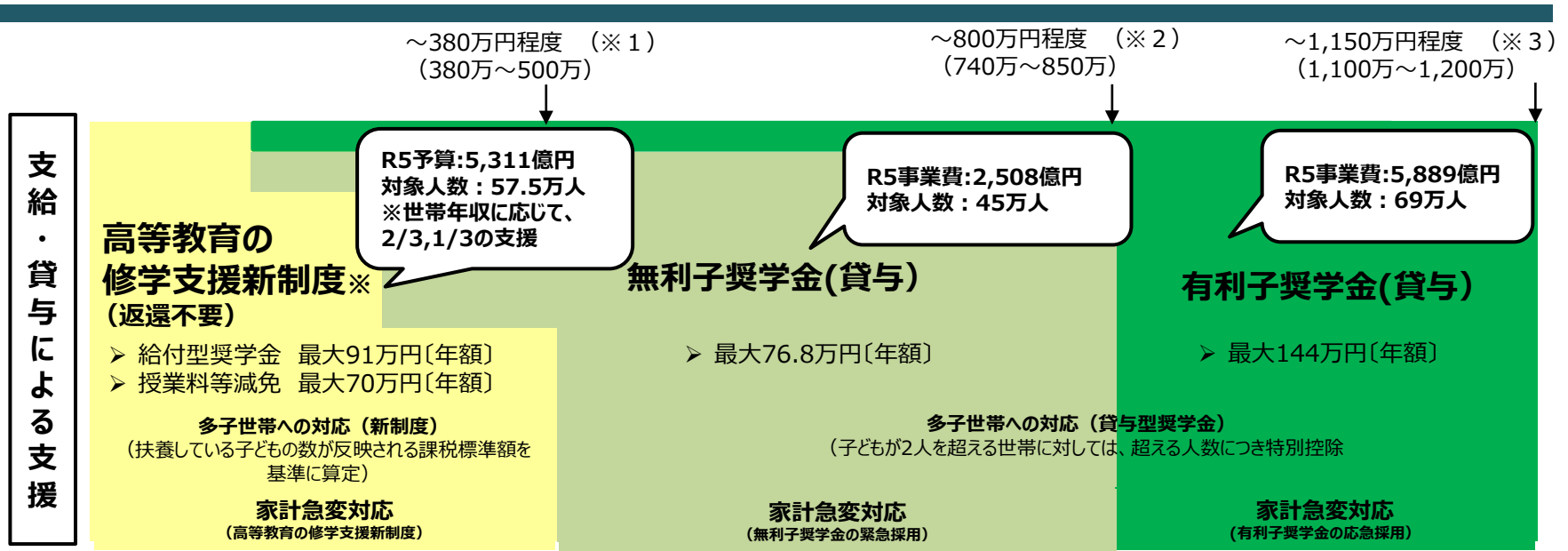
4 JASSO災害支援金

学生・生徒又はその生計維持者が居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた方、また、自治体からの避難勧告等が1か月以上続いた方からの「JASSO 災害支援金」の申請を受け付けます。詳細は機構ホームページでご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/kihukin/shienkin/index.html>

以上

奨学金制度の概要（学部生等向けの全体像）



※ 消費税率10%への引上げにより財源を確保し、令和2年4月より実施。

（※1） 両親・子2人の場合。括弧内の幅の目安は、共働きかどうかや、子の年齢によって異なる。

（※2）（※3） 両親・子2人の場合。括弧内の幅の目安は、国公立大学かどうかや、自宅生・自宅外生か等によって異なる。

貸与型奨学金の返還支援

無利子に利率はなし

固定利率／変動利率

令和5年3月貸与終了者
〔利率固定：0.905% 利率見直し：0.300%〕

所得連動型返還制度（所得の9%）

有利子に所得連動型返還制度はなし

減額返還制度

（一定期間、当初割賦金額を2分の1あるいは3分の1に減額。 ※年収325万以下（給与所得者）などの場合に対象）

返還期限猶予制度

➢ 経済困難（年収300万円以下（給与所得者））等の理由により、通算10年の猶予が可能。

返還免除制度

➢ 死亡または精神若しくは身体の障害 ➢ 業績優秀者免除制度（大学院生かつ無利子）

自治体による地方の企業に就職する場合の返還支援制度

（36都府県、615市町村で実施〔R4〕。多くは、3～5年間、当該自治体域内に就職かつ居住することで、当該自治体より返還を支援）

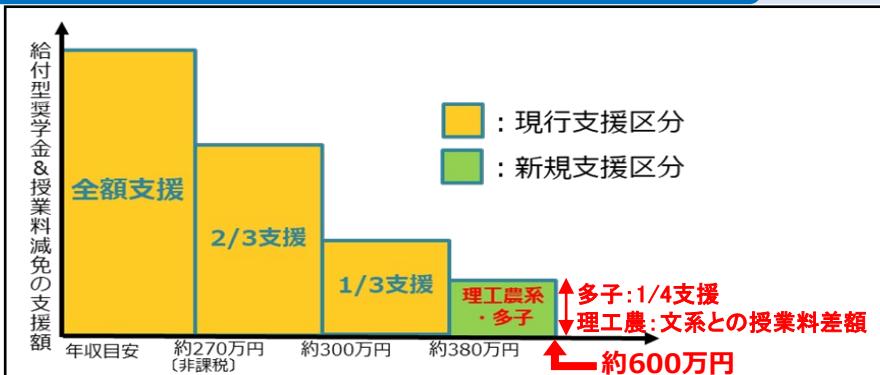
企業が本人に代わって返還を行う支援（代理返還制度）

（一部企業にて実施。企業は返還額を損金算入可。企業から機構に直接返還（※）することで、本人の所得とせず、課税の対象としない仕組み。 ※R3.4より実施）

学部段階（大学・短大・高専・専門学校）向け

1. 授業料減免等の中間層への拡大

授業料等減免と給付型奨学金をセットで行う「高等教育の修学支援新制度」について、子育て支援等の観点から、**多子世帯の中間層**に支援対象を拡大。あわせて**理工農系の中間層**にも拡大。



<支援対象>

- ・新規支援区分の対象は、世帯年収**600万円程度**（モデルケース）まで
- ・多子世帯支援：扶養する子の数が3人以上である世帯が対象
- ・理工農系支援：学問分野をまたがる学部・学科も、授与する学位の分野に理学・工学・農学が含まれれば対象

<支給水準>

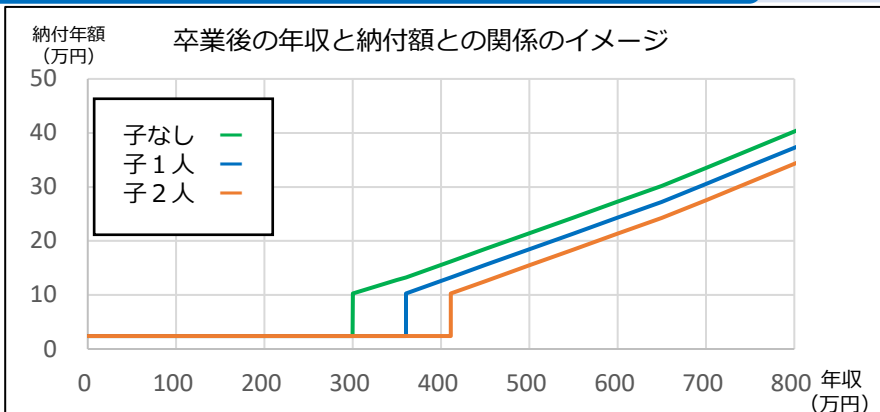
- ・多子世帯支援：全額支援の1/4支援
 - ・理工農系支援：文系との授業料差額
- ※人文・社会科学系との授業料に差が生じていることに着目し、私立の学校を対象に支援

※ 多子世帯の学生等に対する授業料等減免について、執行状況や財源等を踏まえつつ、更なる支援拡充を検討する。

大学院生（修士段階）向け

2. 大学院（修士段階）の授業料後払い制度の創設

授業料について、卒業後の所得に応じた「後払い」とする仕組みを創設。卒業後の納付においては、特に、**子育て期の納付が過大とならないよう配慮**。



<「後払い」とできる授業料上限>

- ・国公立については、国立授業料の標準額（約54万円）
- ・私立については、私立の授業料の平均的な水準（約78万円）までとする予定

<卒業後の納付>

- ・所得に応じた納付が始まる本人年収基準は300万円程度
- ・上記年収を上回る場合：課税対象所得の9%を納付
- ・子育て期の納付に配慮し、例えば、こどもが2人いれば、本人年収**400万円程度**までは所得に応じた納付は始まらない

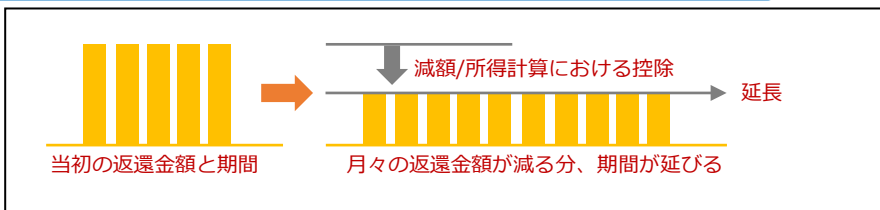
※ 学生本人の年収が約300万円以下の場合に利用可能とする
※ 令和6年秋入学者及び修学支援新制度の対象者であって令和6年度に修士段階へ進学する者を対象として開始予定

※ 修士段階に導入した上で、本格導入に向けた更なる検討を進める。その財源基盤を強化するため、「HECS債（仮称）」による資金調達手法を導入する。

卒業して貸与型奨学金を返還している方向け

3. 貸与型奨学金における減額返還制度・所得連動返還方式の見直し

- ・定額返還における月々の返還額を減らす制度（※返還総額は不変）について、**要件等を柔軟化**。
- ・所得連動返還方式における返還額の算定のための所得計算を見直し。



<減額返還制度>

- ・利用可能な年収上限について、本人年収325万円以下から**400万円以下**に引き上げる
- ・こども2人世帯は500万円以下、こども3人以上世帯は600万円以下まで更に引上げ
- ・返還割合の選択肢を増加（1/2 又は 1/3 → 2/3、1/2、1/3、1/4の4種類）

<所得連動返還方式>

- ・返還額の算定のための所得計算においてこども1人につき33万円の所得控除を上乗せ

学校ご担当者様へ

スカラシップ・アドバイザー 派遣事業をご活用ください!



スカラシップ・アドバイザーとは?

日本学生支援機構の研修を修了し、「スカラシップ・アドバイザー」の認定を受けたファイナンシャル・プランナーです。

スカラシップ・アドバイザーが

- 進学費用準備のための資金計画の説明・助言等を行うことにより、高校生や保護者などが進学を考えるにあたっての、経済的な不安の解消をお手伝いします。
- 安心して奨学金を利用するための知識を提供します。

・日本学生支援機構が「スカラシップ・アドバイザー」を派遣し、「奨学金等進学資金ガイダンス」を実施します。

・高等学校の場合は、進学説明会や「総合的な学習の時間」だけではなく、そのほか、PTAや教育委員会主催の進学説明会、セミナーなどにも是非ご活用ください。

・大学等の場合は、学校説明会やオープンキャンパスでの奨学金や進学のための資金計画の説明会などに是非ご活用ください。

・派遣料は無料です。

「奨学金等進学資金ガイダンス」内容

- ①全体説明 (50～90分程度)
 - ・大学等への進学のための資金計画の説明
 - ・奨学金事業の概略の説明 など
- ②個別相談 (30～90分程度 希望がある場合)
 - ・資金計画の作成への助言 など



※奨学金申込みの事務手続き・推薦事務に係る説明については、ガイダンス内容の範囲外となりますので、予めご了承ください。
※ガイダンス開催予定日の1ヶ月前までにお申込みください。



申込方法、本事業の詳細は、こちらをご覧ください。
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/adviser/index.html>

スカラシップ・アドバイザー 検索

- 高等教育の修学支援新制度(以下「新制度」という)の予約採用者の入学金・前期授業料の取扱いについて、本年5月に大学等へ調査を実施
→入学金・前期授業料について、多くの大学等が一旦全額を学校に納付させ、後日、減額分の還付を実施(入学金7割、前期授業料5割) ※
- 新制度の予約採用者は、入学前に入学金や前期授業料等の納付のために、まとまった資金を用意することに苦慮するケースが多い。
これまでも文部科学省からは、可能な限り納付期限の猶予などの配慮を依頼。他方で、大学等からは入学手続・学籍管理の観点から、※
3月末までに一定の納付が必要との意見が多数。



御依頼事項

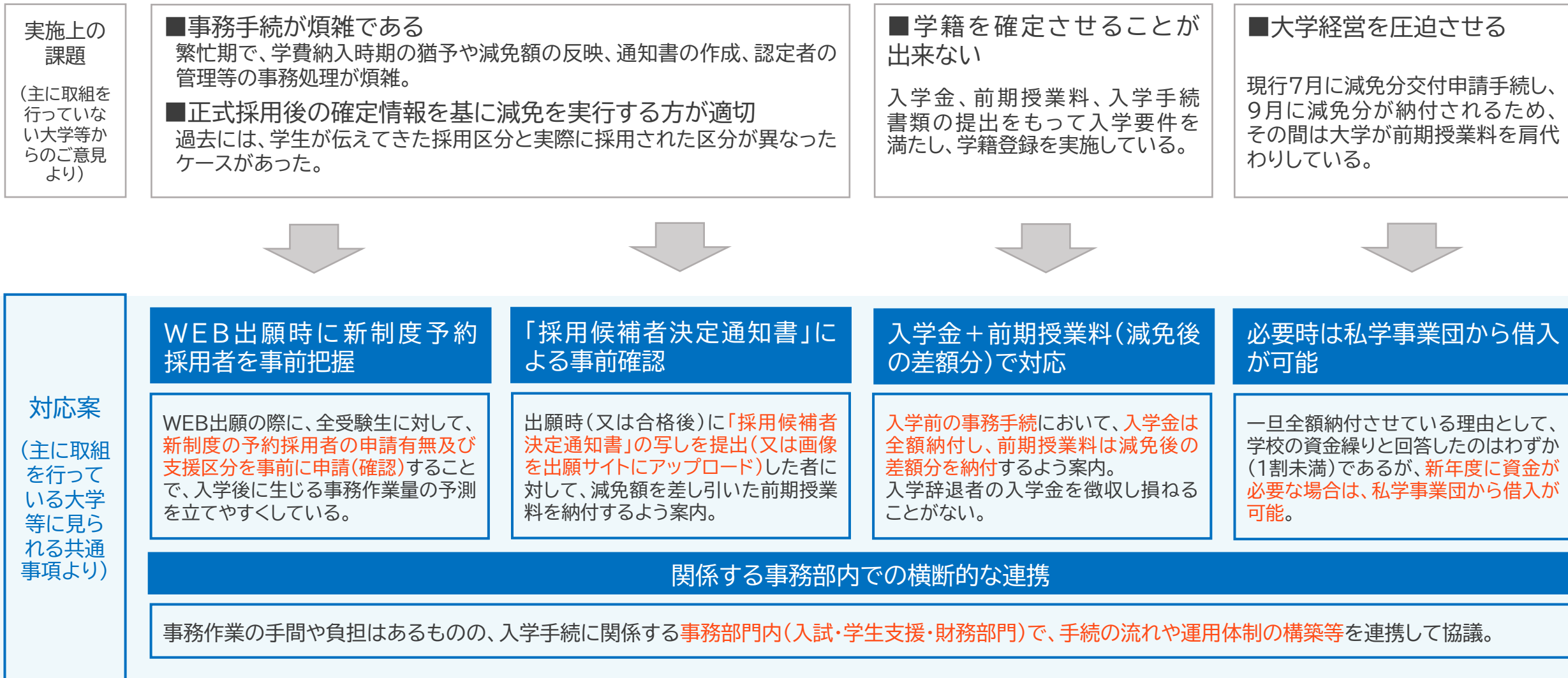
新制度の趣旨を鑑み、入学前の前期授業料納付については、授業料減免を実施した後の差額分のみの請求とすることができないか

- ※ 減免後の差額を請求している私立大学の7校に入学金等の取扱いと納付期限の聞き取り調査を実施したところ、納付期限を4月以降としている大学は1校で、残りの6校は3月末までに一定の納付が必要であるとの回答であった。

これらの理由として、仮に入学金は3月中納付、前期授業料を4月以降納付を可とした場合、試験合格者から入学辞退を申し出るケース、あるいは、入学辞退の意思表示を示さないケースが増加する懸念があり、大学として適正な入学定員や学籍管理を行うことが難しいとの意見が多数あった。

○納付期限の猶予や差額分のみを請求を現に行っている大学／行っていない大学から聞き取り調査を行い、実施上の課題と対応案を整理。

【実施上の課題と対応案】



国の教育ローン (日本政策金融公庫)

入学前

入学後

貸付限度額	350万円以内 (学生1人あたり) ※一定の要件に該当する場合は、子供1人につき上限450万円まで借入れ可能
対象	融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、世帯年収による制限あり。子供の人数に応じて幅広く対応。 (例: 子供2人の場合、世帯年収が890万円以内)
利息	年2.25% (固定金利) ※令和5年10月時点
備考	・日本学生支援機構の奨学金との併用可。受験費用は合格前から借入れ可能 (融資の対象となる学校に在籍していることが必要)。 ・低所得世帯、ひとり親世帯、多子世帯などは金利や保証料の優遇制度あり。
問合せ先	日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html

生活福祉資金貸付制度【教育支援資金】

(都道府県社会福祉協議会)

入学前

入学後

貸付限度額	①教育支援費 <大学> 月額6万5千円以内 <短大等> 月額6万円以内 ※特に必要と認める場合は、上記上限額の1.5倍まで貸付可 ②就学支度費 50万円以内
対象	資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯 (市町村民税非課税程度) 等
保証人	不要 (世帯内で連帯借受人が必要)
利息	無利子
償還期限	据置期間: 卒業後6か月以内 償還期限: 据置期間経過後14年以内
問合せ先	お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会 (市区町村社会福祉協議会の連絡先が分からないときは、都道府県社会福祉協議会にお問合せください。) 【参考】都道府県社会福祉協議会お問合せ先一覧 https://www.shakyo.or.jp/network/kenshako/index.html

入学時特別増額貸与奨学金 (日本学生支援機構)

入学後

貸与金額	10万円・20万円・30万円・40万円・50万円から選択
対象	・予約採用 (高3の春又は秋に実施) により、第一種奨学金または第二種奨学金の貸与を入学年月分から利用する方 (給付型奨学金の支給により貸与額が0円となる場合を含む) (入学時特別増額貸与奨学金のみの申請はできません)。 ※日本政策金融公庫の「国の教育ローン」に申し込んだものの、審査の結果融資を受けられなかったことが利用条件となります。 ※予約採用の申込時に申告された家計収入が一定以下の場合、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略できます。
利息	年1.105% (固定金利の場合) ※令和5年3月時点
備考	・第一種奨学金または第二種奨学金の初回交付時に併せて振り込まれる (1回限り)。 ・貸与終了後 (卒業後) に第一種奨学金または第二種奨学金と併せて返還する。
問合せ先	日本学生支援機構 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/nyuzo/index.html

労働金庫 (ろうきん) の入学時必要資金融資

入学前

貸付限度額	入学時に進学先に支払う教育資金 (入学金、授業料。進学先に納入済みのものは対象外) に対して、申込時に選択した入学時特別増額貸与奨学金の額 (10万円~50万円の間で選択した金額) が限度となる。 ※申請時に選択した金額を超えての融資は行えません。
対象	日本学生支援機構の「入学時特別増額貸与奨学金」の採用候補者となった方。
利息	年1.95%程度 (固定金利) ※令和5年9月1日時点
備考	・労働金庫から受けた融資の返済は、進学後に振り込まれる入学時特別増額貸与奨学金により一括返済する。
問合せ先	一般社団法人 全国労働金庫協会 https://all.rokin.or.jp/

授業料や学生生活に係る費用にお悩みの学生等へ

高等教育の修学支援新制度
（年収～380万円程度（両親・子2人世帯の場合））

- **授業料等減免** 年額最大約70万円
（住民税非課税世帯・私立大学生の場合）
（別途、入学金も支援）

高等教育の修学支援新制度
特設HPIはこちら



- **給付型奨学金** 年額最大約91万円
（住民税非課税世帯・私立大学の自宅外生の場合）

※令和6年度より、多子世帯や私立理工農系の学部等に通う学生等の中間層（世帯年収600万円程度）へ対象を拡大。詳細については、進学先の学校にてお問合せください。

※令和6年4月から各学校で申込受付開始

大学等独自の授業料等減免など
（「高等教育の修学支援新制度」対象外の世帯）

経済的に困難な学生等に対しては、**大学等において授業料の納付猶予**や**大学等独自に授業料等減免**を行っている場合もありますので、個別に大学等に御相談ください。

返済不要！

「高等教育の修学支援」
公式キャラクター
・まねこ先生（左）
・まなびーニャ（右）



具体的な要件
申請手続きの詳細
その他支援策はこちら



日本学生支援機構(JASSO)の貸与型奨学金

無利子：年収～800万円程度
有利子：年収～1,140万円程度（両親・子2人世帯の場合）

- **無利子** 月額最大6.4万円（年額76.8万円）の貸与
- **有利子** 月額最大12万円（年額144万円）の貸与

※令和6年4月から各学校で申込受付開始

返還に際しても、収入が一定額以下の場合、返還を猶予したり、返還月額の減額、自治体や企業が代わって返還する制度など、様々な支援策を整備

その他支援策

生活に困難な方のその他支援策

- ◎ 国の教育ローン **学生1人に最大450万円融資**：日本政策金融公庫
- ◎ 生活福祉資金貸付制度（教育支援資金） **最大月6.5万円無利子で貸付**：都道府県社会福祉協議会
- ◎ 母子父子寡婦福祉資金貸付金 ※ひとり親家庭のみ：都道府県・政令市・中核市 等

病気により休学する場合は、保護の要件を満たせば、保護を受けることが可能であること、休学する学生等が日本学生支援機構の奨学生の場合は、休学又は復学に伴う奨学金の休止・復活の手続きが必要であることについて、周知の御協力をお願いいたします。

事務連絡
令和5年2月9日

各 国 立 大 学 法 人
独立行政法人国立高等専門学校機構
各 学 校 法 人
放 送 大 学 学 園
大学を設置する各学校設置会社

高等教育の修学支援新制度担当課 御中

文部科学省 高等教育局 学生支援課

一時的に生活に困窮する大学生等への支援について（周知）

平素は高等教育行政に格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

厚生労働省の社会保障審議会では、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しについて議論を行っており、令和4年12月には同審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会において、これまでの議論を整理した「中間まとめ」が取りまとめられました。

この「中間まとめ」の中では、大学生等の生活保護についても「現行制度でも、病気により休学する場合は、保護の要件を満たせば、保護を受けることが可能であること、またその間奨学金が停止された場合でも、復学により、奨学金の支給を再開する仕組みがあることにも留意が必要である。」との指摘があったことから、厚生労働省においては、令和5年2月1日付で、各都道府県・市町村の生活保護担当課に対し、大学生等からの生活保護の相談があった場合の適切な取扱いについて周知されたところです（別添の厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡を参照）。

このように厚生労働省から各都道府県・市町村に対して、大学生等への支援について周知がなされていることについて、各学校におかれてもご承知おきいただくとともに、下記の点について改めてご留意いただきますようお願いいたします。

記

- 日本学生支援機構の奨学生が休学する場合は、休学又は復学に伴う奨学金の休止・復活の手続きが必要であることについて、該当学生にご案内ください。
- 奨学金の休止・復活の手続きを学生等が理解していないことによって不利益を被ることの無いよう、各学校の休学手続きを担当する学籍管理等の担当部署と、奨学金担当の部署が連携して適切に対応ください。

(本件問合せ先)

文部科学省 高等教育局 学生支援課

高等教育修学支援室

電話：03-5253-4111（代表）（内線 3351）

e-mail：shienshitsu@mext.go.jp

※ お問合せは、メールにてお願いします。

事 務 連 絡
令 和 5 年 2 月 1 日

各 都道府県・市町村 民生主管部生活保護担当課 御中

厚生労働省社会・援護局保護課

一時的に生活に困窮する大学生等への支援について（周知）

生活保護行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

一時的に生活に困窮する大学生等への支援については、「高等教育の修学支援新制度の周知等について」（令和4年6月2日付け厚生労働省社会・援護局保護課、地域福祉課生活困窮者自立支援室、子ども家庭局家庭福祉課連名事務連絡）により、活用可能な支援を着実に実施するとともに、学生等本人の状況に応じ、高等教育の修学支援新制度の申込みを本人が通っている大学等に行うよう促すなど、ご留意いただきたい事項をお示ししています。

特に、学生等本人が病気により休学する場合、保護の要件を満たせば、保護を受けることが可能であること等については、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）の問1-56、57において、お示ししております。

また、この点に関して、文部科学省において発出されている別添の通知においても、

- ・ 休学の時点で本人が日本学生支援機構による奨学金の支給や貸与を受けている場合、本人は、奨学金の休止手続きを行う必要があること
- ・ 現在、保護を受けている休学中の学生等が復学する場合、保護の実施機関において、保護を廃止することになるが、本人が、奨学金の復活手続きを行うことにより、奨学金の支給や貸与が再開される場合があること

等が明示されております。

こうした一連の取扱いについては、昨年の社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会でも議論が行われ、同年12月に取りまとめられた「中間まとめ」の中でも、「現行制度でも、病気により休学する場合は、保護の要件を満たせば、保護を受けることが可能であること、またその間奨学金が停止された場合でも、復学により、奨学金の支給を再開する仕組みがあることにも留意が必要である。」との記述が盛り込まれたところです。

つきましては、大学生等から保護に関する相談があった際には、上記内容を踏まえつつ、適切にご対応いただくとともに、都道府県におかれては管内福祉事務所に対し周知方お願いいたします。

以上、管内福祉事務所の査察指導員や地区担当員、面接相談員等に対し、本事務連絡の内容が確実に行き届くよう、ご配慮をお願いいたします。

- 「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）（抄）

問 1-56

世帯分離により就学している者の医療費の取扱い

問 世帯分離の取扱いを受けて大学等で就学している者が病気にかかり、医療費の支出ができない場合は医療扶助を行ってよいか。

答 世帯分離の条件として、生活が維持されることが前提であるから、通学しながら治療できる程度の病気にかかった場合は、その医療費は本来「生活の維持」の範囲内のものであるから、保護をすべきではない。しかし、一定期間通学が困難となるような病気にかかった場合には、出身世帯員とともに世帯を単位として保護の要否及び程度を判断し保護をすべきである。その後病気がなおって再び通学をはじめたときは、当然その者を世帯分離しなければならない。なお、世帯分離され被保護者でなくなった者は、国民健康保険の被保険者となることができるから世帯分離の取扱いに際して十分これを指導しておく必要がある。

問 1-57

大学就学者の医療費の取扱い

問 大学で就学している単身者が病気のため入院したが出身世帯がなく、自力等によるその医療費の支出が不可能である場合の取扱いはどうするか。

答 大学で就学する者に対しては本来法による保護は行われないのであるが、設問のごとく病気のため入院し働くことができない者に対してまで、大学に在籍していることを理由に保護を拒むのは適当といえない。通常の手続により要否及び程度の判定を行って保護するとともに、休学等の手続をとり授業料その他の負担を免れるよう指導すべきである。なお、出身世帯がある者については、世帯を単位として要否判定を行わなければならない。

学生の皆さんへ

学費や生活費などに困っていませんか？

【令和6年1月時点、使える支援策一覧】



あなたが使えるものがあるかも！！！！

主な該当者	主な支援策
低所得世帯の学生	<input type="checkbox"/> JASSO の奨学金 (<u>高等教育の修学支援新制度</u> ・貸与型奨学金) <input type="checkbox"/> 生活福祉資金貸付 (、教育支援資金)
幅広い世帯の学生	<input type="checkbox"/> JASSO の奨学金 (<u>貸与型奨学金</u>) <input type="checkbox"/> 日本政策金融公庫の国の教育ローン
父母等の所得が急激に減少 (家計急変) した学生	<input type="checkbox"/> JASSO の奨学金 (<u>高等教育の修学支援新制度</u> 及び <u>貸与型奨学金</u> の家計急変対応) ※家計急変後の収入に応じ、 <u>随時申請可能</u> <input type="checkbox"/> 各大学独自の授業料等減免、納付猶予等
家庭内暴力 (DV) で避難している、児童養護施設等から通学している等、父母等から支援を受けられない学生	<input type="checkbox"/> 上記各種制度等において、 <u>状況により、独立生計と認められる場合あり</u>
<u>貸与型奨学金の返還が不安な学生</u>	<input type="checkbox"/> JASSO の貸与型奨学金における、返還支援制度 (返還期限猶予・減額返還) や、 <u>所得連動型返還方式の活用</u> <input type="checkbox"/> <u>卒業後就職した企業が本人に代わって返還する制度 (代理返還制度)</u> や、 <u>地方に就職する卒業生に対する地方公共団体による返還支援制度</u>

詳細はここからチェック！ ⇒



https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/benefit/index.html



令和6年度からの奨学金制度の改正(授業料減免等の中間層への拡大)に係る 授業料等減免上限額・給付型奨学金の支給額(第IV区分)

【授業料等減免】

多子世帯の学生等に対しては、非課税世帯の学生等への支援額の4分の1の額を上限に減免する。私立理工農系の学部等に通う学生等に対しては、授業料平均額の文系との差額に着目し、大学・高等専門学校に入学する学生等に対しては、非課税世帯の学生等への支援額の3分の1の額を上限に、短期大学・専門学校の学生等に対しては、4分の1を上限に減免を行う。

【給付型奨学金(学資支給金)】

多子世帯の学生等に対してのみ、非課税世帯に準ずる世帯の学生の4分の1の額を支給する。

< 昼間制 >

			授業料減免額 (年額)	入学金減免額	給付額		
					月額	(参考) 年額	
大学	多子	国公立	134,000円	70,500円	自宅	7,300円	87,600円
					自宅外	16,700円	200,400円
		私立			自宅	9,600円	115,200円
					自宅外	19,000円	228,000円
	理工農	私立	自宅	233,400円	86,700円		
			自宅外				
短期大学	多子	国公立	97,500円	42,300円	自宅	7,300円	87,600円
					自宅外	16,700円	200,400円
		私立			自宅	9,600円	115,200円
					自宅外	19,000円	228,000円
	理工農	私立	自宅	155,000円	62,500円		
			自宅外				
高等専門学校	多子	国公立	58,700円	21,200円	自宅	4,400円	52,800円
					自宅外	8,600円	103,200円
		私立			自宅	6,700円	80,400円
					自宅外	10,900円	130,800円
	理工農	私立	自宅	233,400円	43,400円		
			自宅外				
専門学校	多子	国公立	41,700円	17,500円	自宅	7,300円	87,600円
					自宅外	16,700円	200,400円
		私立			自宅	9,600円	115,200円
					自宅外	19,000円	228,000円
	理工農	私立	自宅	147,500円	40,000円		
			自宅外				

< 夜間制 > ※給付額は昼間制と同じ

			授業料減免額 (年額)	入学金減免額
		私立	90,000円	35,000円
	理工農	私立	120,000円	46,700円
短期大学	多子	国公立	48,800円	21,200円
		私立	90,000円	42,500円
	理工農	私立	90,000円	42,500円
高等専門学校	多子	国公立	※現在開講されていない	
		私立		
	理工農	私立		
専門学校	多子	国公立	20,900円	8,800円
		私立	97,500円	35,000円
		理工農	私立	97,500円

※ **通信教育課程**における第IV区分の授業料等減免額及び給付型奨学金の支給額はそれぞれ以下のとおり。
(授業料減免額及び入学金減免額は多子世帯・理工農系共通、給付額は多子世帯の学生等のみ支給。)
 授業料減免額(年額) **32,500円**
 入学金減免額(一回限り支給) **7,500円**
 給付額(年額) **12,800円**

※ **児童養護施設等の入所者等・生活保護世帯**出身者・社会的養護を必要とする学生等の給付月額以下のとおり。
(これに該当しない自宅外通学の場合、給付額は上表のとおり。)

【大学、短期大学、専門学校】 **国公立...8,400円、私立...10,700円、** 【高等専門学校】 **国公立...6,500円、私立...8,800円**

※ 独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含む。

- 支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し活躍できるように、**学問追求と実践的教育のバランスの取れた質の高い教育を実施する大学等を対象機関とするための教育要件**を設定。

1. 実務経験のある教員等による授業科目が一定数※以上配置されていること。
※ 4年制大学の場合、13単位（標準単位数124単位の1割相当）
2. 法人（大学等の設置者）の「役員」に外部人材が2人以上含まれること。
3. 授業計画書（シラバス）の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。
4. 関係法令に基づき作成すべき財務諸表等（貸借対照表、収支計算書など）や、定員充足状況や進学・就職の状況など教育活動に係る情報を公表していること。

- 教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、**経営に問題がある大学等について実質的に救済がなされることがないようにするための経営要件**を設定。

▶ 次のⅠ又はⅡのいずれかに該当する場合は、対象機関としない。（令和6年度から変更）

Ⅰ. 次の①、②のいずれにも該当すること

- ① 直前3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナス（法人の決算）
- ② 直前年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」がマイナス（法人の決算）

Ⅱ. （大学・短期大学・高等専門学校の場合）

直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の8割未満

但し、直近の収容定員充足率が5割未満に該当しない場合であって、直近の進学・就職率が9割を超える場合は、確認取消しを猶予する。

（専門学校の場合）

直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の5割未満

但し、地域の経済社会において、重要な役割を担う専門的な知識又は技術を有する人材の養成を行うものとして都道府県知事等が認める場合は、確認取消しを猶予する。

「収容定員に関する要件」に係る留意事項

- ①「大学・短期大学・高等専門学校の場合」における、「進学・就職率」について
「就職・進学率」の集計方法は、次の「A」又は「B」いずれかの方法を選択して算出することとする。

A) 学校基本調査を利用する場合

$$\text{就職・進学率} = [\text{就職者数} + \text{進学者数}] \div [\text{卒業者数}]$$

・就職者数:「就職者等※」と「臨床研修医」の合計

※「就職者等」とは、「自営業主等」、「無期雇用労働者」、「有期雇用労働者」、「臨時労働者」を含む。

・進学者数:「大学院研究科」、「大学学部」、「短期大学本科」、「専攻科」、「別科」、
「専修学校・外国の学校等入学者の数」の合計

・卒業者数:「状況別卒業者数」の計

注:上記「 」は、「卒業後の状況調査票(様式第30号)」に掲載のデータ

B) 学校基本調査を利用しない場合

$$\text{就職・進学率} = [\text{就職者数} + \text{進学者数}] \div [\text{就職希望者} + \text{進学希望者}]$$

・新制度の支援対象とならない「留学生」は除くこととする

・「就職者」、「進学者」の範囲は、「A」と同じ考え方

・「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者は含まない。

・「進学希望者」とは、卒業年度中に進学準備を行い、大学等卒業後速やかに進学することを希望する者をいい、卒業後の進路として「就職」「留年」などを希望する者は含まない。

※「海外留学」は、調査時点で進路未定の場合は含まない。

・「就職・進学率」の調査時点は、更新確認申請書の提出開始日(5月1日)までであって、卒業日の前後を問わず、学校が適切と判断する時期とする。

「収容定員に関する要件」に係る留意事項

- ②「専門学校の場合」における「各都道府県知事等の判断基準」について
以下のA・B2つの要件を満たす場合に、確認取消しを猶予することが考えられる。
このことも踏まえ、都道府県知事において適切に御判断いただきたい。

A)地域に類似の専門人材育成を行う機関が(原則として)他に存在しないこと

※以下のア、イ両方を満たすことが必要

ア「地域の経済社会にとって重要な専門人材の育成に貢献」について

以下の○のいずれかに該当する場合に条件を満たすと判断。

- 当該課程の卒業・修了により国家試験受験資格又は国家資格が取得できる学校
- 上記以外で都道府県知事が認める特定の資格取得のための教育を行っている学校
 - ・取得や受験資格のために当該課程の卒業・修了を必須としない国家資格
 - ・その他当該地域の実情に鑑みて必要性が高いと都道府県知事が認める民間資格を取得できる学校
- 職業実践専門課程に認定されている学科を設置する学校

※「資格」については当該地域の実情を踏まえるほか、「授業料等減免事務処理要領」第1章第2節(2)「適格認定に関すること」に記載されている「資格等」の考え方等も参考にしつつ、猶予要件としてふさわしい資格が検討すること。

イ「他の教育機関による代替の困難性」について

以下の場合に条件を満たすと判断。

- ・地域(通学圏)に同種の学科を設置する専門学校数が1校または極めて少ないこと
- ・なお、地域に複数の機関が存在する場合でも、地域内に当該職域の人材が不足していることが客観的に明らか(例:求人倍率が高い、自治体や地域の職能団体から明文化された定員維持の要請がなされている等)であれば、条件を満たすと判断することが可。客観的な指標を用いて確認すること。

B)当該学校の卒業生のうち地元で就職する者の割合が直近年度で50%以上であること。

- ・「就職者」の考え方については大学・短大・高等専門学校の場合に準じる。
- ・「地元」については、卒業後の勤務地が学校所在地(県内)であることを原則とする。大都市圏や県境付近の学校など、状況によっては経済的なつながり等を踏まえたうえで、都道府県知事が認める場合には、近隣県まで範囲を広げることも可能とする。

※全国唯一の学科を設置している学校や、全国的な企業と提携していて卒業生の大半が当該企業に就職する学校等、全国から生徒が入学し、卒業後には就職先が全国各地に分散するといった特段の事情がある場合は、そのことがわかる根拠資料を整理した上で、各都道府県において適切に判断すること。

お金の心配なく
大学や専門学校で学びたい

外国籍の 学生・高校生

のみなさんへ

学ぶ意欲がある学生は、
世帯収入などの要件を満たす場合には、
大学などの授業料や生活費のため

日本学生支援機構の奨学金

などを受けることができます

在留資格等	特別永住者	永住者 日本人の配偶者等 永住者の配偶者等	定住者 ※将来永住する意思がある 方に限る	一定の要件を満たす 家族滞在 (R6.4~) ※日本の小学校等~高校等 を卒業し、大学などを卒業後 も日本で就労・定着する意 思がある方に限る
	世帯収入	給付型奨学金等 (返さなくていい)		貸与型奨学金 (返す必要あり)
いつ申請 するか	世帯年収 …約 380万円 以下 (目安) 多子世帯又は 理工農系は …約 600万円 以下 (目安)		【無利子奨学金】 私立自宅通学・給与所得者・4人世帯・大学学部の場合 世帯年収…約 800万円 以下 (目安) など	
どこへ申請 するか	高校3年生の4月下旬~ または進学後の4月~/9月~		通っている学校から申請 ※締切は学校ごとに異なります	

【支援額など】

	給付型奨学金、授業料・入学金減免	貸与型奨学金																		
年収の基準	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第1区分(満額支援)：270万円程度以下 (住民税非課税世帯) ■ 第2区分(2/3の支援)：300万円程度以下 ■ 第3区分(1/3の支援)：380万円程度以下 ■ 第4区分：600万円程度以下※ ※①扶養する子供が3人以上の多子世帯の学生等 (1/4の支援) 又は ②理工農系の学部・学科に在籍する学生等 (1/4等の支援) に限る。 (年収は目安。世帯の構成や兄弟の年齢、年収などにより異なる。)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 家族構成等によって世帯年収の限度額は異なる。 以下は、私立自宅通学・給与所得者・4人世帯・大学学部の場合 																		
対象となる 学校種	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一定の要件を満たした大学、短期大学、 高等専門学校 (4年・5年)、専門学校 対象となる学校は文部科学省ホームページを参照	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、大学院 																		
支援額	<ul style="list-style-type: none"> ■ 年収等に応じた区分で支援額を決定 <table border="1"> <tr> <th>給付型奨学金の支援額例</th> <th>授業料減免の上限額 (年額)</th> </tr> <tr> <td>※第1区分の場合。(月額) 例) 世帯年収270万円以下で 自宅外から大学に通う場合</td> <td>※単位未満は四捨五入 例) 世帯年収270万円以下で 大学に通う場合</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <th>国公立</th> <th>私立</th> </tr> <tr> <td>66,700円</td> <td>75,800円</td> </tr> </table> </td> <td> <table border="1"> <tr> <th>国公立</th> <th>私立</th> </tr> <tr> <td>入学金28万円 授業料54万円</td> <td>入学金26万円 授業料70万円</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	給付型奨学金の支援額例	授業料減免の上限額 (年額)	※第1区分の場合。(月額) 例) 世帯年収270万円以下で 自宅外から大学に通う場合	※単位未満は四捨五入 例) 世帯年収270万円以下で 大学に通う場合	<table border="1"> <tr> <th>国公立</th> <th>私立</th> </tr> <tr> <td>66,700円</td> <td>75,800円</td> </tr> </table>	国公立	私立	66,700円	75,800円	<table border="1"> <tr> <th>国公立</th> <th>私立</th> </tr> <tr> <td>入学金28万円 授業料54万円</td> <td>入学金26万円 授業料70万円</td> </tr> </table>	国公立	私立	入学金28万円 授業料54万円	入学金26万円 授業料70万円	<ul style="list-style-type: none"> ■ 貸与月額を選択可能 <table border="1"> <tr> <th>無利子奨学金</th> <th>有利子奨学金</th> </tr> <tr> <td>2、3、4、5.4万円 (私立自宅通学の場合)</td> <td>2~12万円の 1万円単位</td> </tr> </table>	無利子奨学金	有利子奨学金	2、3、4、5.4万円 (私立自宅通学の場合)	2~12万円の 1万円単位
給付型奨学金の支援額例	授業料減免の上限額 (年額)																			
※第1区分の場合。(月額) 例) 世帯年収270万円以下で 自宅外から大学に通う場合	※単位未満は四捨五入 例) 世帯年収270万円以下で 大学に通う場合																			
<table border="1"> <tr> <th>国公立</th> <th>私立</th> </tr> <tr> <td>66,700円</td> <td>75,800円</td> </tr> </table>	国公立	私立	66,700円	75,800円	<table border="1"> <tr> <th>国公立</th> <th>私立</th> </tr> <tr> <td>入学金28万円 授業料54万円</td> <td>入学金26万円 授業料70万円</td> </tr> </table>	国公立	私立	入学金28万円 授業料54万円	入学金26万円 授業料70万円											
国公立	私立																			
66,700円	75,800円																			
国公立	私立																			
入学金28万円 授業料54万円	入学金26万円 授業料70万円																			
無利子奨学金	有利子奨学金																			
2、3、4、5.4万円 (私立自宅通学の場合)	2~12万円の 1万円単位																			

詳細・問合せ先

- 文部科学省の特設サイト「高等教育の修学支援新制度」

<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>

- 日本学生支援機構

ホームページ

給付型奨学金
貸与型奨学金

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/index.html>

奨学金
相談センター

電話：0570-666-301 (月~金、9時~20時) ※土日祝日、年末年始を除く
※通話料がかかります。

自分が支援の対象になるか調べてみよう

進学資金シミュレーター

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

給付奨学金・貸与奨学金
それぞれの基準に該当
するのかなどを調べることが
できます。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



出入国在留管理庁

Immigration Services Agency of Japan